

平成 2 4 年 度

輸出拡大リード事業のうち
国別マーケティング事業
(中国における種苗の市場及び輸出関連制度調査)
調査報告書

(委託先:アイ・シー・ネット株式会社)

平成 2 5 年 3 月

農林水産省

平成 24 年度輸出拡大リード事業のうち
国別マーケティング事業
(中国における種苗の市場及び輸出関連制度調査)

目次

はじめに	2
1. 調査の背景	3
2. 調査の経過	3
2.1. 調査期間.....	3
2.2. 検討委員会の設置.....	3
2.3. 検討委員会の経過	4
2.4. 調査団の構成	4
2.5. 調査の目的.....	5
3. 国内調査の結果.....	7
3.1. 国内調査で把握を試みた事項.....	7
3.2. 電話による聴き取り調査.....	7
3.3. 面談による聴き取り調査.....	10
4. 中国の種苗市場の実態調査結果	12
4.1. 中国現地調査の旅程	12
4.2. 北京市での聴き取り調査の結果.....	13
4.3. 北京市内の企業・種苗店への簡易聴き取り調査の結果と分析	32
4.3.1. 調査の概要.....	32
4.3.2 回答のまとめ.....	33
4.3.3. 調査結果から	40
4.3.4. 簡易調査のまとめ.....	41
5. 中国における種苗輸出に関連する制度調査結果.....	42
5.1.農業法.....	43
5.2. 外商投資産業指導目録.....	44
5.3. 種子法	45
5.3.1. 品種についての規定.....	45
5.3.2. 種子の生産.....	45
5.3.3. 種子経営許可	46
5.4. 輸入許可制度	49

5.5. 検疫制度.....	51
5.5.1. 検疫上のリスク評価制度.....	51
5.5.2. 輸入検疫制度.....	52
5.5.3. 国内検疫制度.....	53
5.5.4. 検疫対象リスト	53
5.6. 種苗を販売する際の表示制度.....	54
6. むすび.....	56
添付資料	58
添付資料 1. 条約、法令、ガイドラインのリスト.....	59
添付資料 2. 法令、ガイドラインの日本語訳.....	64
添付資料 3. 北京市内の企業・種苗店への簡易聴き取り調査－調査票.....	127
添付資料 4. 北京市内の企業・種苗店への簡易聴き取り調査－回答票.....	131
添付資料 5. 北京市内の企業・種苗店への簡易聴き取り調査－とりまとめ表.....	171

【注意事項】

本事業は、農林水産省食料産業局新事業創出課の委託により、アイ・シー・ネット株式会社が実施したものであり、本報告書の内容は農林水産省の見解を示すものではありません。

【免責事項】

農林水産省および委託事業者であるアイ・シー・ネット株式会社とその関連会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、農林水産省および委託事業者であるアイ・シー・ネット株式会社とその関連会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

本報告書は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。農林水産省および委託事業者であるアイ・シー・ネット株式会社は、本報告書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。

はじめに

本調査は、日本からの種苗の輸出先として第 2 位の地位にある中国に対し、日本からの種苗の輸出をさらに促進するため、中国における種苗の市場の構造や流通の実態、輸入に関連する制度を調査したものである。

限られた期間の中で効率的な調査を実施するため、植物検疫、種苗検査、種苗の販売等の専門家である検討委員会委員の皆さんから貴重な助言をいただいた。おかげさまで、たいへん実用性の高い充実した調査報告書ができたと考えている。

本調査の検討を通じて感じたことを 3 点挙げておきたい。

1 点目は、長年にわたり中国では法令とその運用の実態が乖離していたせいか、種苗の販売等の実務に詳しい方々が必ずしも関係法令や制度そのものに詳しいわけではないということである。その点で、ヒアリングを通じて得られた実務的な情報を、関係法令でしっかり裏付けた本調査の意義は大きいと思われる。ヒアリング結果から、これまで運用で柔軟に対応されていたものが、根拠となる法令により厳格になるなど、近年は法令遵守の傾向が強まっており、法令そのものをきちんと確認しておく必要性が高まっていると思われる。

2 点目は、種苗の輸入、販売等に関する限り、中国の法令制度はかなりきちんと整備されており、その情報公開度も高いということである。本調査の法令リストは、ほとんどウェブサイトで入手することができた。調べれば簡単に調べられるにもかかわらず、これまで調べられていなかった種苗の輸入や販売に関する法令制度を短期間にきちんと調べ、まとめた本調査の意義は大きいと思われる。

3 点目は、中国においても、種苗の品質に対するニーズが高まっている点である。規模が小さいことが必ずしも品質の低下につながっているわけではないだろうが、高品質な種苗を販売できる能力のある規模の大きい販売業者に種苗の流通を集約していこうという動きは、高品質な種苗を輸出できる日本の種苗会社には有利に働く可能性があるものと思われる。

一方、今回の調査では、時間的な制約から、国（中央政府）レベルの調査が中心となり、地方政府における法令の運用の実態について十分に調べることができなかった。この点については、今後、何らかの補完的な調査を期待したい。

いずれにしても、この調査報告書が日本から中国への種苗の輸出の促進に少しでも貢献することができれば、検討委員会としてこれに勝る喜びはない。厳しい時間的な制約の中、効率的かつ精力的に実際の調査を担当された調査団の皆様に敬意を表する次第である。

検討委員会座長

国連大学サステイナビリティと平和研究所

シニア・プログラム・コーディネーター 永田明

1. 調査の背景

中国の種苗市場は、世界第二の規模を誇る巨大マーケットである。国際種子連盟（ISF）の統計によると、2012 年 5 月の時点で、市場規模は米国に次ぐ 90 億ドルであり、前年の 60 億ドルから 1.5 倍に急拡大している。今後も中国国内市場での種苗需要の増加などから、さらなる成長が見込まれる。

日本から中国への種苗の輸出は、この数年 30 億円弱で推移しており、金額ベースでベトナムに次ぐ第 2 位の輸出相手国となっている。しかし、中国種子貿易協会によれば、2012 年、日本から中国に輸入された種苗の量は 336 トンで、輸入種苗としてのシェアは第 8 位と、必ずしも確固とした地位を得られていない現状がある。

中国への輸出をさらに拡大するには、複雑で理解が難しいと言われる、中国の種苗の輸出入や販売等に関する法制度の理解を深めると同時に、どういった種苗が中国で求められているかといった市場ニーズを明らかにすることが求められている。

2. 調査の経過

2.1. 調査期間

2012 年 12 月 21 日～2012 年 3 月 22 日

中国北京市での現地調査：2012 年 1 月 26 日～2 月 2 日

2.2. 検討委員会の設置

本調査事業では、調査の方針、調査の途中経過、報告書の方向性などについて調査団側から報告を受け、専門的見地から助言・指導するために、外部の有識者 5 人で構成する検討委員会を設置した。検討委員会の構成と、主な経過を以下に示す。

検討会委員(敬称略)

古茶 武男 全国植物検疫協会副会長

中井 智二 株式会社サカタのタネ海外野菜営業部長

永田 明 国連大学サステイナビリティと平和研究所 シニア・プログラム・コーディネーター（座長）

松島 義幸 MPS ジャパン社長

山路 良寛 独立行政法人種苗管理センター業務調整部種苗検査課課長

オブザーバー(敬称略)

石川君子 一般社団法人日本生花通信配達協会 花キューピット協同組合 常任顧問
河原昌一郎 農林水産政策研究所上席主任研究官
角屋竜雄 農林水産省消費・安全局植物防疫課生産安全専門官

農林水産省担当官(敬称略)

大島 立大 食料産業局新事業創出課種苗産業室国際企画班課長補佐
小林 万記 食料産業局新事業創出課種苗産業室国際企画班育成者権保護・活用係

2.3. 検討委員会の経過

第一回検討委員会：平成 25 年 1 月 25 日（金）午後 3 時～午後 5 時

中国北京市への現地調査を控え、事前の国内での種苗会社等への聴き取りの結果、現地調査方針、種子法や検疫制度を中心とした法制度調査の経過などを、事務局側が報告した。委員からは、主に中国での現地調査方針などについて、助言があった。

第二回検討委員会：平成 25 年 2 月 15 日（金）午前 10 時～正午

法制度調査の経過、中国現地調査の結果、報告書の方向性などについて、事務局側が報告し、検討委員からの助言を得た。

第三回検討委員会：平成 25 年 3 月 13 日（水）午前 10 時～正午

報告書作成の方針、報告書初稿について検討委員から助言を得た。

2.4. 調査団の構成

本事業では、下記のコンサルタントが国内・国外調査、検討会の事務局、報告書の作成を担当した。

事業総括／調査担当：アイ・シー・ネット株式会社 田畑 真

調査担当／業務調整：アイ・シー・ネット株式会社 小島 寛明

国内調査／中国現地調査担当：株式会社プラントバンク 下野 章司

中国現地調査担当：平木国際特許事務所 中国弁理士 何 小萍

2.5. 調査の目的

農林水産省が示した本事業の調査項目と、調査団の主な調査の実施方針は次のとおりである。

表 1：中国における市場実態調査の実施 1

仕様書記載の調査項目	調査団の対応方針
① 我が国種苗の輸出実態及び潜在需要（伸びしろ）（特に、潜在的に需要が高い品目及び品種が具備しているべき特性等）	中国現地コンサルタントの協力で、北京市内の種苗会社、販売店を対象に質問票を用いた聴き取り調査を実施
② 我が国種苗等の利用者とその栽培・利用実態	中国への輸出実績のある日本企業からの聴き取り等を実施
③ 我が国から輸出された種苗の商流(採種ほ場から中国における小売まで)	日本国内の種苗会社、北京市内の種苗会社への聴き取りを実施
④ 流通過程におけるバリューの変化、商流ごとのボリューム、シェア	調査項目①に合わせて聴き取りを実施
⑤ 我が国種苗を輸出する際の制度的障壁及び対応策	文献調査、国内調査、中国政府当局者への聴き取りを実施し、帰国後も情報の精査を行った
⑥ 上記を踏まえ、輸出に際して必要となる種苗の調整や具備すべき規格、パッケージ・表示方法等	関連の法令調査、現地調査で収集した種子のパッケージの分析等

表 2：中国における輸出関連制度調査の実施 2

仕様書記載の調査項目	調査団の対応方針
⑦ 種苗の輸入手続き（「輸入許可証」制度、植物防疫等）	文献調査、国内調査、中国政府当局者への聴き取り、帰国後の追加的な情報の精査などで対応
⑧ 種苗に関する表示制度（発芽率、純潔率、健全無病性等に係る要件等）	関連法令の調査、現地調査で収集した種子のパッケージの分析等
⑨ 原発事故に伴う規制措置	日本企業への聴き取り、文献調査など
⑩ その他、農林水産物・食品の輸入に際しての規制措置、要求される認証	調査項目⑤と同様の対応
⑪ 中国市場における中国国内で日本産種苗から生産された農産物と日本産農産物との競合状況や、中国国内における育成者権の保護状況、侵害リスク等についても検討・調査・情報収集する	中国現地コンサルタントの協力で、北京市内の種苗会社、販売店を対象に質問票を用いた聴き取り調査を実施。育成者権については、最新情報の収集

3. 国内調査の結果

3.1. 国内調査で把握を試みた事項

中国での現地調査を前に、調査団は 2012 年 12 月下旬から 1 月下旬にかけて、主に野菜や花きの種苗の分野で、中国でビジネスを展開している日本の種苗会社や、種苗関連団体等を対象に、訪問と電話による聴き取り調査を実施した。国内調査を通じて把握を試みた主な事項は、以下のとおりである。

- ① 中国での取引実態
- ② 中国への種苗輸出手続きの実態
- ③ 中国での輸入許可手続きの取得、検疫手続き
- ④ 中国に種苗を輸出する際に日本企業側が感じている制度上の障壁はあるか
- ⑤ 中国で種苗の取引をする際に、日本企業が留意している中国の国内法
- ⑥ 中国の国内法、例規類と、中国当局の運用実態の間に乖離はあるか

3.2. 電話による聴き取り調査

電話による聴き取りの対象を以下の表に示す。

表 3：電話による聴き取りを行った団体、企業

聴き取り対象	日時等
野菜及び花き関係種苗団体	2012 年 12 月 18 日
きのこ関係種苗団体	2012 年 12 月 18 日
飼料及び牧草関係種苗団体	2012 年 12 月 18 日
果樹関係種苗団体	2012 年 12 月 17 日
花き種苗会社 A	2012 年 12 月 17 日
花き専業種苗会社 B	2012 年 12 月 18 日
花き種苗会社 C	2012 年 12 月 19 日

電話による聴き取りを通じて得られた主な情報は以下のとおりである。

- ・ 現在、日本の外務省は我が国育成者権者の権利保護の観点から、きのこの種菌については輸出禁止規制を行っており、3 万円以下で育成者の許諾を得たものしか輸出できな

いようになっている。2012 年 9 月に外務省及び経産省から、この規制を撤廃したいという話があったが、きのこ業界としては、規制撤廃に反対している。

- ・ 中国への種苗の輸出は、育成者権がきちんと守られるかどうか最も重要で、育成者権が保証されなければ輸出は進まない。
- ・ 特に中国では、過去に森林総合研究所が行った調査で、中国の主要なきのこ 12 品目のうち 11 品目が日本で育成されたものだった。日本からきのこの種菌を輸出しても、中国で自由に増殖されてしまう可能性が高く、日本のきのこ種菌会社はどこも中国に種菌の輸出を行っていない。もし、中国にきのこの種菌を販売するならば、省や県が中心になってきのこの産地を作って、その産地に向けて種菌を提供し、ロイヤリティーを回収する方法があるかもしれない。中国と日本との共同で育成者権を取得して、省や県に中国国内で権利侵害に対応してもらうやり方が今後可能となるかもしれない。
- ・ 中国には、飼料作物や牧草の種子の生産地として、ごく少量の種子の輸出を行っている。中国に飼料作物や牧草の種子の輸出をしているのは、当団体ぐらいではないか。中国に元種を輸出し、中国で生産した種子を再び日本に輸入しているが、量的にはかなり少ない。飼料作物や牧草の種子生産は、ほとんどがアメリカであったが、近年、遺伝子組換えの問題もあり、欧州にシフトしてきている。

2012 年 10 月、東京で CIOPORA（国際栄養繁殖性花き・果樹育成者権者団体）の会議が開かれた際にも、中国の輸入許可証の手続きに非常に時間がかかるという話が出て、申請から許可証の発行までに 1 年ほどかかるということだった。

- ・ 飼料作物や牧草の種子の販売先として中国を見た場合、日本や欧米で育成された品種と、中国で現在求められている品種に違いがある。飼料作物としてはトウモロコシがメインになると思うが、中国では多収が最も重要であり、労力がかかることについては問題ない。一方で、日本や欧米では人件費などの問題もあり、機械化適性が重要で、耐倒伏性なども求められる。中国国内でも、トウモロコシの育種などは積極的に行われており、日本や欧米の品種の販売は、あまりないと思われる。今後、5～10 年先には、中国でも日本や欧米で求められている性能の品種の需要が高まってくると予想されている。そうなれば、中国も飼料作物や牧草の種苗販売の市場として期待できるようになると考える。また、中国では育成者権の保護が適切に行うことができるか不明な点もあり、今後、中国での知財の保護も重要な課題である。
- ・ 会員メンバーに中国への果樹種苗の輸出について問い合わせをしたが、現在、中国に

果樹種苗の輸出を行っている会員はいなかった。現地法人を持っていた企業もあったが、現在はやめてしまっている。台湾については、2〜3 社が日本なしの穂木を輸出して、生産農家はその穂木を高継ぎして花を咲かせて実を取っていた。ある県では、ぶどうの品種について中国で権利の取得を進め、権利保護を進めようとしている事例もあるようだ。

- ・ 中国では昨年から、国内の種苗産業の育成に力を入れている。海外からの種苗の輸出がなければ成り立たない状況は、中国政府や省政府も認識している。「輸入許可証」の取得に 1 年もかかることもあるが、こうした状況は、国内の種苗産業保護の動きによるものではないように感じる。
- ・ 毎年 5 月に花きの親株を輸出している。これまでは、3 月に輸入申請を出し、1〜2 ヶ月で許可が下りていたが、最近は輸入許可申請を出してから 1 年かかると言われている。中国側の取引先が、省政府にプロフォーマ・インボイス（見積送り状）を提出し、その許可書を日本側に送ってくれる。その許可書があれば、日本の植物防疫所の検疫証明書が発行されて、中国の税関を通過して、中国に輸出することができる。2013 年に中国に輸出する数量は、2012 年 10 月までに省政府に報告する必要がある。種苗の輸入促進のための免税措置などに必要なようだ。そのため、2013 年は花き苗 100 万本として、中国側の企業を経由して省政府に提出している。この数字は、おおよその数字で、この数字を下回るのは問題がないが、この数字以上の数量を輸出することはできなくなるので、注意が必要だ。実際は、個別の輸出の際には、輸出する品種名とその数量を正確に記載する。
- ・ フランスの種苗会社の中国の代理店を通して、1、2 品種、中国で育成者権を取得して、中国の農家に販売したことがあるが、最近は、中国への種苗の販売については、少量行っている程度。栄養繁殖系の植物では育成者権の取得は必須であるが、中国では権利の取得費用や違法増殖の対応など、難しい問題が多く、欧米の花き種苗会社でも、中国での種苗販売に力を入れているところはあまり多くない状況である。
- ・ 中国では、やはり、育成者権を取得してまで、その費用に見合うビジネスができるかどうか、そのあたりがネックになっている。将来的にはやはり、中国は切り花や苗など大きなマーケットになることは間違いないが、現状では、中国への種苗の販売には、それほど力を入れている状況にはない。

- ・中国へ花きの苗を輸出しているが、苗の増殖のためで、ほぼ全量を再び日本に輸入している。中国の種苗会社に、苗の増殖を委託している。「輸入許可証」についても、現在はとくに問題はなく、これまでどおり輸出入を続けている。今後、中国での花き苗の販売の可能性は、ないことはない。ただ、現在の体制で、中国での種苗販売や権利保護対応等まで行うのは難しい面がある。

3.3. 面談による聴き取り調査

1 月 17 日 種苗会社 A

- ・輸入代理業者を使って、輸入許可証をとって、中国に輸出している。
- ・これまではすぐに輸入許可証を取ることができたが、昨秋からは1 ヶ月程度、場合によってはそれ以上に時間がかかるようになっている。
- ・輸入許可証については、発行の基準が曖昧で、発行されないこともある。また、発行されるまでに、どこで時間がかかっているのかもわからない。
- ・中国には主に、ニンジン、チンゲンサイ、ハクサイ、ブロッコリーなどの種子を販売している。

1 月 23 日 種苗会社 B

- ・中国に輸入するには輸入許可証を中国農業部に申請する必要がある。また、付加価値税 13%の免税のためには申請手続きが必要で、申請から営業日ベースで 20 日、約 1 ヶ月かかる。
- ・農業部の輸入許可がおりると、省あるいは指定されている都市の種子管理局に検疫許可の申請を行う。輸入量が 500kg 以上になる場合は、農業部への輸入申請も合わせて必要になる。
- ・原則としては、海外から輸入した種子は、指定された場所でしか栽培してはいけないことになっている。省を越えて栽培を行う際には検疫を受ける必要がある。実態としては、省を越えて、種子の販売が行われているが、黙認状態である。
- ・中国での野菜の種子の輸入許可を得ている会社は、登録上は 20－30 社あるが、実際に輸入をしている会社は 10 社程度しかない。
- ・外資系の種苗会社で輸出入の許可を持っている会社は数社あるが、実際に輸出入を行っているところはない。農業分野では付加価値税が 13%かかるが、中国の会社には免税措置がある。そのため、13%以下の手数料を払って、中国の会社に輸出入の業務を行ってもらっている。
- ・輸入代理を行っているのは 8 割が種苗会社、その他は貿易会社などである。

- ・中国では、輸入許可証を取るためには資格が必要で、資本金などの要件がある。最近、この要件が引き上げられた。
- ・日本から野菜種子はパッケージに入ったものが中国に輸入されて、それを主な産地の大手の種苗会社に卸して、そこから種苗店に行く。農家に種子が渡る前に、地元のとりまとめ役が間に入ることもある。リパックする許可（種子経営許可証を取得した種子経営者）を持っている会社はバルクで入れて、自社でリパックして販売することができる。
- ・1990年代に開発輸入が盛んになり、中国で長ネギ、ブロッコリーを生産し、日本に輸入された。売れなかったものや余ったものを中国国内で販売したら、予想以上に売れて、いい結果が出た。それで、今では中国の長ネギの20%ぐらいが日本の種子になった。長ネギは輸送性がいい点が評価された。ブロッコリーは新しい食材として、受け入れられた。
- ・最近では、日本からの種子で生産された農産物の9割近くが中国で消費されている状況で、日本に農産物として再び輸出されるものは1割程度ではないか。
- ・種子管理方法の改正で、種苗会社の業務範囲について、資本金、技術者、施設などの要件が引き上げられて、中国国内の種苗会社が淘汰されている。小規模の会社では合併などが進んでいる。

1月24日 種苗会社C

- ・中国ではニンジン、ネギの種子の販売が多い。
- ・輸入許可証は、500kg以内であればそれぞれの省で、500kgを超える場合には農業部で許可を取る。
- ・中国への野菜種子の販売は毎年、順調に増加している。
- ・中国への輸出にあたっては、特別の障壁があるとは思っていない。
- ・今後、中国で野菜種子の販売を増やしていくためには、品種開発力が必要で、遺伝資源の確保と利用が重要である。
- ・10年ぐらい前から、中国ではF1品種が多くなってきた。
- ・中国でビジネスを行うにはパートナー選びが重要。輸入許可証を取れること、支払いが滞りなくできること。
- ・数年前から、中国国内消費向けの農産物の輸送には高速道路料金が無料になる。そのため、国内での野菜の流通が増加している。
- ・輸入許可証は、中国以外にも、インド、バングラデシュ、アフリカ諸国などにもある。

4. 中国の種苗市場の実態調査結果

4.1. 中国現地調査の旅程

調査団は、2013 年 1 月 26 日から 2 月 2 日にかけて、中国・北京市で現地調査を行った。中国の農業、林業、検疫の各担当部局や、民間企業を通じて、種苗の輸出入に関する制度運用の実態について、理解を深めることが主な目的である。

日程：2013 年 1 月 26 日（土）～2013 年 2 月 2 日（土）

調査団員： 何 小萍 平木国際特許事務所
下野 章司 株式会社プラントバンク
小島 寛明 アイ・シー・ネット株式会社

表 4：現地調査の旅程

1 月 26 日（土）		渡航
1 月 27 日（日）	元中国種子集团有限公司、孫家奇氏 と打ち合わせ	孫家奇氏の案内で市場視察
1 月 28 日（月）	花卉、林木の種苗を扱う「北京林大 林業科技株式有限会社」	品種権出願代理事務所 CN-KnowHow（北京路浩国際特許事 務所）
1 月 29 日（火）	中国国家林業局	コンサルティング会社「北京大来」 と打ち合わせ
1 月 30 日（水）	資料整理	中国国家質量監督検査検疫総局
1 月 31 日（木）	北京天地園種苗有限公司	中国種子貿易協会、中国種子集団有 限公司
2 月 1 日（金）	北京東方九龍種業有限公司	北京市海淀区の種苗市場視察 北京聚宏種苗技術有限公司 北京市海淀区種子管理所
2 月 2 日（土）	元中国種子集团有限公司、孫家奇氏 を中心に、中国の種苗輸出入制度等 についての勉強会	帰国

4.2. 北京市での聴き取り調査の結果

北京市での現地調査では、中国政府当局や民間企業への聴き取り調査を行った。以下は、聴き取りの主な内容である。

1月26日（日）午前：中国種子集团公司 OB と打ち合わせ

今後の視察先の検討、中国の種苗に関連するホームページ（<http://www.seedchina.com/>）の紹介、中国の種苗に関する意見交換

1月26日（日）午後：天壇公園近くの地元スーパーの野菜売り場等視察

多種の野菜や果物が販売されていた。単品で包装された野菜や果物もあった。

2013年1月28日（月）午前：北京林大林业科技股份有限公司

Beijing Forestry University Forest Science Co. LTD.

Seed & Seedling Co.

International Trade Dept.

Dept. Manager

Ms. Yanzhi Sun

- ・日本の大手種苗会社2社と取引があり、同社の重要なビジネスパートナーである。
- ・林木と花の種子などを扱っている。
- ・中国では、花きの種苗についても輸入の資格が必要で、同社は花きの輸入の資格を持っている。
- ・野菜の種苗の取扱いの資格は持っていないので、野菜についての情報は持っていない。
- ・親会社である林大科技は、ホテルや街の設計、造園、花のアレンジメントなどの事業を行っている。Sunさんは子会社の種苗公司貿易部門のマネージャー。
- ・中国では税関毎に、はじめて輸入する花の種類（分類上の種レベル）の場合、植物防疫に関するリスク評価が必要。手続きとしては、国家林業局に申請し、リスク評価を行う。その際に、輸入する品種に関する情報を記載する。
- ・同じ花きでも、税関毎に許可されるため、許可される場合と許可されない場合がある。各税関によって、要求が違う。
- ・日本の種苗会社が中国に輸出をする場合、中国側の会社を選択し、税関を選択することができる。
- ・このように税関毎に要求が違うのは、地域によって病害虫の状況が異なるため。輸入の手続きとしては、まず輸入許可証（import permit）の申請を行い、その地域に初めて入れる花きの種類の場合はリスク評価も行う。ピートモスが付いている場合は、その検査の許

可も必要。事前に 1 kg 郵送して検査を行い、問題がなければ許可証をもらうことができる。輸入許可と検疫許可は一つのシートにまとめて書いてある。その中に、検疫の対象が記載されている。

- 中国の輸入許可証のコピーをもらって日本の検疫当局に出し、日本の検疫の証明をもらい、種子を郵送して中国へ。到着したら許可証の原本を出して、日本の検疫証明書の原本と原産地証明書の原本を中国の検疫に提出。中国の検疫当局は送られた種苗のサンプルを取って実験室でチェックし、それで問題がなければ、輸入できる。
- 通常は、種子と苗木はこのような手続きで輸入できるが、CITES（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）の認可が必要になることがある。過去に日本のある会社が花を入れようとしたところ、CITES に抵触する恐れがあるのを理由に、入れることができないケースがあった。サボテンなどが該当する。CITES にあたる場合は、日本の関連部局の許可をもらい、中国の許可をもらって輸出が成立する。
- 花きの種苗の輸入申請は、国家林業局の下にある森林防疫ステーションで行う。花きの一部は農業部にも申請できる。
- 花き種苗の輸入申請がスムーズに進むかは、導入する中国側の会社にかかっている。輸出する海外の会社としては検疫に合格するように進めればよい。種子は病害が出にくいですが、苗の場合にはリスクが高くなる。中国のどのような会社と進めるかが重要。
- 「中国で種や苗を輸入する場合、栽培する場所を特定しないといけない。そこから移動する場合は、さらに検疫の手続きが発生すると聞いているが、毎回毎回検疫の手続きをとるのか」→ある品種が北京に来て、もしまだ別のところに行く場合は、規定によっては、検疫が必要。リスクが低いもの、病虫害が付きにくいものは、検疫を通さずに移動する場合もある。
- 「国内移動の際の検疫の取り締まりが厳しくなっていると聞いているが」→ますます厳しく管理されるようになっている。ただ、移動については日本企業が関与することは少なく、日本企業はあまり深入りせず、中国のカウンターパートの会社を中心に対応するのがいいと思う。病虫害の広がるのが心配で厳しく管理するということのようなのだ。
- 「農業分野では、輸入ができる会社などの要件が 2011 年秋に引き上げられたと思うが、林業分野でも同様の動きがあるか」→同じルールがあり、誰でも出来るわけではない。林業については、要件は変わっていないと思う。最近、新しい動きや強化の話は聞いている。私たちは資格があるので、何も問題になっていない。
- 林木についていい品種があれば関心がある。日本の大手種苗会社のような林木の会社があれば交流したい。
- 花きの種苗の販売は、主に農家や花きの生産会社向けで、種苗会社への販売はない。販売は他部門で行っている。
- 輸入許可代行の手数料は、花きの種類により、また、初めて導入するものかなどにより、変わり、一概に言えない。

・輸入許可申請から許可証が出るまでの期間は、20 日（20 営業日）以内。

<まとめ>

同社は、北京林業大学の出資で 2000 年に設立された。林木（草花も含む）及びその種苗の輸出入、生産、販売の他、造園設計等を行う。林木の輸出入権、経営権を持ち、自ら貿易、販売が可能であり、日本の大手種苗会社 2 社とも花きの種苗について取引がある。花きの種苗の輸入についても初めて中国に輸入する種類については、税関毎にリスク評価が必要である。地域によって病害虫の発生状況が違うために、税関毎にリスク評価を行うとのことであった。具体的な花きの種子の輸入の手続きとしては、中国で発行された輸入許可証の写しを日本の検疫当局に提出し、日本の検疫証明書を取る。中国に種子を送付する際に、日本の検疫証明書を添付する。中国に種子が到着したら、輸入許可証原本、日本の検疫証明書原本、原産地証明書原本を中国検疫当局に提出する。検疫当局はサンプルを検査し、問題がなければ輸入することができる。CITES（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）に規定する植物については、日中政府のそれぞれの許可が必要となる。

同社は花きの輸入代行も行っているが、代行のフィーは、花きの植物種によって、また、中国へ初めて輸入する植物の種類であるかどうかによって変わる。輸入許可申請から許可証の発行までは 20 営業日以内。

中国に輸入された種苗については栽培場所を特定すること、また、省を越えて移動する場合には検疫が必要とされていることについて、そのように規定されているが、リスクの低いもの、病害虫の着きにくいものなどは実際には検疫が行われていない場合があるとのことであった。

林業分野では、種苗会社の要件などについて、特段の変更はないとのこと。

1月28日（月）午後：北京路浩国際特許事務所

CN-Know How Intellectual Property Agent Ltd.

Vice Manager Procedure Department Zhai Weihua

Vice President Patent Attorney QU Weijun(Jane)

Patent Engineer AO Lian

- ・日本からの出願状況は 1999 年から 2012 年までで 49 品種（ラン 10、キク 17、イネ 9 など）。うち 19 品種（キク、ラン、イネ、メロン、モモなど）が登録された。
- ・海外からの出願はとくに増加はしていない。2012 年はオランダ 40、米 31、日本 4。
農業部に種子管理局ができて、品種権保護はその下に置かれている。権利行使の強化がなされている。管理局の管轄している分野に品種の審定のプロセスがあり、審定と保護を一貫して担うようになった。一カ所で審定と保護を管理する。
- ・「種苗会社の大型化をはかる方向と聞いているが」→もっと、機能的な管理をし、もっと市場を管理することになったのだと思う。販売に関する規定も厳しくなる傾向にある。
- ・「権利侵害に関する訴訟は、たくさんあるのか」→育成者権をめぐる訴訟はあるが、話題になった訴訟はとくには聞いている。当事務所では、訴訟はあまり手がけていない。クライアントについても訴訟に関する話はとくにない。中国でも、知的財産保護の意識が向上している。
- ・「輸入許可を得るにはどのくらいかかるか」→国家林業局のほうは、2 週間ぐらい。農業部は 1～3 カ月ぐらい。詳細はわからない。輸入許可証は、取引のある企業に依頼するだけ。当事務所で対応するのは輸入許可証だけで、日本側に用意してもらうのは検疫証明書と原産地証明書。つまり、原産地証明書、日本の検疫証明書、輸入許可証の 3 種類が必要になる。
- ・ほかの国の場合、輸入許可証は送らなくてもいい場合がある。輸入許可証を要求しているのは、確か日本のルールではないか。
- ・「許可取得が難航したケースはあったか」→北京の場合、日本から北京への過去の輸入記録があった場合はやりやすい。初めての場合、リスク評価があるので難しくなる。輸入禁止のリストに掲載されているもの、ポテトなどは難しい。過去に、ある品種を日本から入れようとした際に、北京から入れた実績がなかったので、ほかに輸入の実績があるところから入れたケースがあった。
- ・「国内移動についての検疫などの規制が厳しくなったということがあるか」→法律上、国内移動についても要求はあるが、厳しくチェックをしているということはないので、とくに心配していない。確かに、昨年の秋ごろから厳しくなったと感じている。新しい規定ができたとか、通知が出たということではなく、もともとあった規定の運用を強化したということだと思う。

・「税関で、品種権侵害に関する検査の状況は」→商標についてはあるが、品種権について調べることは非常に少ない。品種権の侵害については、権利者からの申し立てによる発見が多いのだと思う。商標は、目で見てわかるものが多いから、税関でも調べることができる。

<まとめ>

中国の植物品種保護は、植物の種類によって、その管轄が農業部と国家林業局に分かれている。また、海外の育成者が中国で品種権を取得するためには、中国の代理機関を使うことが定められている。農業部への代理機関は2つあり、同社は最大手であり、日本からの出願をほぼ独占的に扱っている。

日本からの出願は累計で49品種、登録となったものは19品種。海外からの出願状況には特に増減はない。権利侵害訴訟については、最近特に話題になったものはなく、同社のクライアントも訴訟になっているものはない。

同社は、品種権の出願を代行するために、海外からの種苗の輸入手続きを行っている。輸入許可証は他社に依頼している。日本の育成者は、検疫証明書と原産地証明書を用意する。輸入許可証の取得には、国家林業局は2週間程度、農業部は1〜3ヵ月程度かかる。

輸入許可証の取得には、その植物の種類を初めて入れる地域（税関のある場所）ではリスク評価が必要になり、そのための時間がかかったり、取得できなかったりする場合もある。そのために、輸入実績のある地域から輸入許可証を取得するなどの対応策をとっている。

国内移動についての検疫規制については、法律上定められているが、特に厳しくチェックしていることはない。昨秋以降、厳しくなったと感じているが、もともとあった規定の運用を強化したのではないかとのこと。

1月29日（火）午前：中国国家林業局

General Administration of State Forest Tree Seeds and Seedling State Forestry Administration
P.R.CHINA

Chief, Senior Engineer

MS. Zhou Jing Li

Department of International Cooperation

Program Officer-Bilateral Cooperation

Zhang Yang

- ・中国の種子管理は主に、農作物種子と林木種子に分かれている。農作物種子は農業部、林木種子は国家林業局が種子法に基づいて管理している。苗木、種子も含まれる。
- ・2000年に種子法が発効した。種子の試験を行い、合理的に品種を選択し、利用すること

が法のおもな目的である。種子の生産、販売についても管理している。育成者、生産者、利用者の権利を守り、種苗の品質を確保することを目的としている。

- ・ 林木種苗にも生産の許可制度がある。ただし、主要な林木について許可するもので、すべてが許可制の対象となるものではない。対象は、国や省が公表している。
- ・ 商用の苗木と種子を生産するための許可証は、林木の優良品種は省レベルで、普通のもののは市や県で発行する。具体的な条件は条例で定められており、申請書に詳細が書いてある。
- ・ 経営、販売についても許可が必要。(生産) 許可証を取得後に、商工管理局に申し込みを行う。これも国レベル、省レベル、地区レベルがある。
- ・ 国レベルの許可は、輸出入にかかわる企業。
- ・ 育種、生産、経営もそれぞれ許可が必要。
- ・ 資本金 2 千万元以上の会社は、国レベルで発行する。
- ・ 優良品種については、省レベルで発行する。
- ・ 普通の林木は県と市が発行する。
- ・ 輸入、輸出許可証は国家林業局から発行している。
- ・ 種子法 29 条に経営の具体的な条件も定められている。主に、内容、量によって決まる。経営する場所、設備も備えなければならない。種子のチェックをするなどの技術者の配置も必要。種子については、加工・保存の要件、種子バンクの要求、品質の検査などもある。輸入、輸出にかかわる会社は、貿易の許可も取得する必要がある。商工管理局で申し込むことができる。
- ・ 現在、外国企業については、(林木種苗には) 国内企業との違いはない。外国からの投資を促進する立場である。
- ・ 導入(輸入) 品種については、国に 3 つの標準がある。林木種子に関する標準、苗木に関する標準、コンテナ内の苗木に関する標準。これらは国が規定する標準である。
- ・ 中国の標準に達していなくても、両社の合意があれば、輸入できることもある。全ての植物に標準があるのではない。まずは、所在する省で確認して、必要な場合には国家林業局に確認してほしい。
- ・ 検疫には、国家質量監督検査検疫総局、農業部、国家林業局が関わっている。
- ・ 動植物には、輸入禁止のリストもある。禁止リストに掲載されていても、研究用のために質検総局の特別の許可を得て輸入することができる。遺伝子組換え作物は質検総局の許可が必要。輸送についても質検総局の許可が必要なものがある。
- ・ 病害虫のリストは、農業部と国家林業局が管理している。禁止リストは質検総局が管理している。
- ・ 「経営許可の許可要件に変更はないか」 → 2000 年に種子法が発行されてから、林業の分野では許可基準は変わっていない。農業部は変えたと言っているが、林業局は変えていない。林業分野については、いまのところ、変える必要を感じていない。

- ・「種子法 30 条の許可証の有効区域とは」→国が発行した場合は、全国が有効区域となる。輸出入を行う会社も国が発行する。省が発行した場合は、省が有効区域となる。種子法関連で、林業分野では 14 の規定があるが、今まで変更はない。
- ・「49 条に関し、国家林業局と検疫当局との役割分担はどのようになっているか」→禁止リストなどは国家質量監督検査検疫総局、それ以外は、農業部と国家林業局。
- ・「林業分野については病虫害のリストも林業局で管理しているという理解でよいか」→検疫そのものは質検総局が行う。禁止以外の品目を管理するリストは国家林業局が決めている。
- ・「50 条の輸出入の許可証について」→輸入、輸出の許可以外については、所在地で許可を取得する。遺伝子組み換え作物についても規定がある。省の場合は省の貿易の担当部局が審査し、最終的には省の林業局が許可を出す。例えば、北京市で貿易の許可をとった場合、最終的には、国家林業局に回ってくる。
- ・「どの程度、輸入許可証を出しているか、統計はあるか」→他の部局が行っているので、許可証をどの程度出しているか、こちらではわからない。
- ・「リスク評価の手続きとは」→はじめて輸入される植物は、リスク評価が必要になる。これは、時間がかかる。とくに技術的に難しいということではなく、一周期、とくに病害について一周期、観察する。過去に、南の地域で海藻が入ってきた際、想定よりも繁殖が激しくて、魚がたくさん死んだケースがあり、環境に悪影響があった。こうした経緯から、厳しく管理をしている。
- ・「主要林木の種類は」→全国で 128 種類。ホームページで公表している¹。
- ・「最後に、日本からの種苗の輸入拡大についてのお考えは」→日中間で林業関係の交流など行っている。今後、日中で、林木の育成、選別、評価、利用についての協力をしていきたいと考えている。育種協力のプロジェクトに日本に人を派遣している。中国南部の育種にも役立っている。もっと協力を進めたいと考えている。今後の大きな課題である。

＜まとめ＞

中国では、農作物種子は農業部、林木種子は国家林業局が種子法に基づき、管理している。林木の種苗の生産にも許可制度があり、主要な林木については、国と省が対象を公表している。経営、販売についても許可証が必要となる。輸出入の許可証は国家林業局が発行する。それぞれの条件は、種子法に規定している。

中国での検疫は、国家質量監督検査検疫総局、農業部、国家林業局の 3 つの部局が関わっている。動植物の輸入禁止リストに関するものなどは国家質量監督検査検疫総局、その他の病虫害のリストは農業部、国家林業局が所管している。

農業部では、生産、経営の許可要件を最近、変更しているが、国家林業局では、経営許可の要件など 2000 年の種子法発効以降に変更したことはなく、現在も、変更の必要性は感

¹ (法 9) 参照

じていないとのことであった。林業分野では、種子法に関連する 14 の規定があるが、今まで変更はない。

リスク評価については、初めて輸入される植物について行う。時間はかかるが、技術的に難しいことはない。過去に環境に悪影響を及ぼした事例があり、厳しく管理を行っている。

1 月 30 日（水）午後：中国国家質量監督検査検疫総局
General Administration of Quality Supervision,
Inspection and Quarantine of the People's Republic of China
Department for Supervision on Animal and Plant Quarantine
Division of Plant Quarantine
Director
Huang Yajun

Plant Quarantine Division
Deputy Director
He Pengfei

Research Center for Standard and Technical Regulations
Senior agronomist
Wu Xingxia Ph.D

中国国家質量監督検査検疫総局では、事前に調査団が提出した質問票に基づき、回答いただいた。

- ・「病気害虫のリスト、最新版はどのようになっているか」→92 年のものは 84 種類であったが、いまは 439 種類になっている。リスク評価に従って進めている。詳細はネットで公開しているので確認してください²。
- ・「検疫として、サンプルを採取する目的は」→植物を検疫する際に、サンプルをとらないといけないので、採取している。サンプルを採取することは、科学的な検査が目的。植物毎に国際的なやり方があり、日本も同じであると思う。採取方法も流動的なので、量が多くなったり、少なくなったりすることがある。採取方法は固定的なものではない。
- ・「採取方法の変更は公示しているか」→この件については別の部門の所管で、その部門で随時、質問は受け付けると思う。我々は IPPC（国際植物防疫条約）をはじめ、国際基準に則って、検疫を行っている。

² （法 20）参照

- ・「中国で検疫をスムーズに進めていくための留意点は何か」→中国の関連規定、まずは検疫許可を取ることが重要。禁止される病害虫を調べるもの。国際標準に基づいて禁止されるものが付いていてはいけない。種子については、品質の規定もある。その他の中国の部局の規定もある。新しい品種を入れる際には、リスク評価も必要になる。有害生物のリスク評価もある。リスク評価も様々なレベルのリスク評価があり、全国範囲でのリスク評価もある。
- ・リスク評価以外に、農業部または国家林業局の許可が必要であり、その許可を取ることが重要。この許可を得ていないと中国に輸入ができない。また、中国が監視する重要な病害虫が付いていてはいけない。
- ・日本の植物防疫所で検査を受ける段階で、病害虫が付いていないようにするのが大切。日本企業のカウンターパートとなる中国企業に対する規制もある。日本では検疫を合格したものでも中国で実際に病害が発見され、廃棄や没収されることもある。
- ・日本の元種が中国に輸入されて、それを親として中国で種子を生産し、再び、日本に戻ることがある。この場合、こちらから、日本の検疫に対して通知している。
- ・「リスク評価で、例えば以前、上海で通ったものも北京から初めて入れる場合、あらためて評価の手続きが必要になるか」→上海でリスク評価を受けたものについて、2度リスク評価が発生することはない。通常はない。ただ、例外はありえる。
- ・「国内移動時、省を越える場合に、毎度毎度、許可証は必要になるのか」→省をまたぐ移動は、農業部と国家林業局の検査になるので、そちらに聞いてほしい。輸入した種苗は、検疫の許可証の中に期限が入っている。その期間内、1、2 ヶ月以内であれば、例えば、天津から上海に自由に動かしてもいい。
- ・「検疫条例は、農業部と国家林業局の所管か」→そうです。
- ・「国内の検疫が厳しくなっているという話を聞いているが」→農業部の所管なので、詳しくは農業部に聞いてほしい。

＜まとめ＞

中国での植物検疫は、IPPC（国際植物防疫条約）などの国際基準に則っている。

病害虫リストは 1992 年は 84 種類であったが、現在は 439 種類となっており、詳細はネットで公表している。

中国に初めて輸入する植物の種類については、リスク評価が必要である。ある地域でリスク評価を行っていれば、他の地域から輸入する場合には、基本的にリスク評価が再度必要となることはない。

輸入種子の省を越えた移動については農業部及び国家林業局が検査を行う。なお、検疫許可証に期限が入っているので、その期間内の 1、2 ヶ月以内であれば自由に移動させても問題ないとのことであった。

1 月 31 日（木）午前：北京天地園種苗有限公司

Celestial Seeds Co., Ltd.

Managing Director

Senior Agronomist

Zhiping Wang

- ・ 2012 年から種苗会社への管理が厳しくなって来ている。検疫を通すのが難しくなっている。ただ、日本の種苗会社との業務に影響はない。
- ・「検疫が難しくなっているというのは具体的にはどういった状況か」→2 年前から国際種子連合が原産地表示を強化している。これまでは、いろいろな国で生産した種子でも、オランダから輸入する場合には、EU の検疫の証明書をもらえばよかった。しかし、最近では、生産国と輸入する国（貿易国）を別々に記載する傾向が強くなっている。種苗会社はリスク回避のために、同じ品種の種子でも北半球南半球いろいろな国で採種をしている。このようなものを一緒にすることができなくなってくる。
- ・ 中国も検疫の基準が難しくなっている。非主要作物についても 2 年間のテストをしてから、販売するようになった。以前より厳しくなっている。主要作物の審査は別のさまざまな規定がある。
- ・「資本規制が強まったが、影響はあるか」→2011 年に国から考えが示された。それまで小企業がたくさんあった。小さな企業ばかりでは種苗業界の発展によくないと政府は考えている。これまで、種苗会社は約 8,700 社あった。その中に、育種をしたり、品質の検査をしたり、加工をしたりする設備を持たず、貿易に特化した企業があったが、基準をあげると政府は判断した。その基準は、ネットで公表している。①主要農作物種子を扱うかどうか、②全国販売か、地区限定か、③輸出入業務を行うかどうか、などで分かれる。種子業界に残るには、資本金を増額しなければならない。野菜や花きを扱う種苗会社も資本金を 500 万元にすることを求められている。天地園もいま、資本金 500 万元への増額が求められている。
- ・ 業界と農業部の協議で、意見書を出して、資本規制の緩和を求めて、現在は、野菜の種子だけ扱う場合には 200 万元で可能となった。輸入の許可も得たいのだが、非常に難しい。
- ・ いまは、資本金 200 万元でいいが、加工設備、検査室、技術者の配置など様々な要件を満たすよう求められている。イネなどの主要作物を含めて、すべてのものを経営したい場合、1 億元の資本金が求められている。
- ・「種苗業界に影響はあるか」→営業をあきらめる小さな会社は多い。ほかと合併して大きくなるしか方法はない。
- ・「天地園はどうか」→元から条件を満たしていた。
- ・「増資する会社は」→多い。あるいは、合併したり、大きな会社、集团公司の代理のみを

やるなど。天地園は輸入許可を得ていないので、3,000 万円必要であるが、その申し込みをしているところ。現在は、他の会社に代理をお願いしているが、今後は、（政府は）代理をさせない方針ではないか。2 年間のテストなども（代行会社に）かかってくるので、今後も輸入代行を依頼していいのか。難しくなるのではないかと考えている。2 年間のテストのことはひとつの例で、代理ではなく、（輸入についても）責任を持たないといけなくなるのではないか。

- ・「天地園で扱っている日本の野菜種子は」→キャベツ、ハクサイ、トマト、タマネギなど。
- ・「品種の更新は」→温室で生産するものは早い。
- ・「日本の野菜種子で人気の高いものは」→ブロッコリー、ニンジン、タマネギ、カリフラワー、チンゲンサイ、日本ネギ
- ・「日本の種子を買うお客さんは」→多すぎて、説明しきれない。
- ・「日本からユーザーまでの種子の販売ルートは」→日本→中国種子集团公司・上海恵和など輸入許可を得ている種苗会社→中堅種苗会社→他の省の種苗販売会社→生産企業（インスタントラーメン会社など）
- ・北京ではハクサイは審定が必要で、中国種子集团公司は扱う権利も持っているが、上海経由で北京に入れることがある。種子法の規定で、主要作物 5 作物＋各省 2 作物の 7 作物は審定が必要で、審定は国レベルと省レベルの 2 つある。北京ではスイカとハクサイが国の審定が必要。非主要作物では、2 年のテストがあればそれだけでよく、とても簡単だ。
- ・「省を越える場合の検疫は」→省の規定はあるが、徹底されていない現状がある。今後は、いまよりも厳しくなるかもしれない。輸入種子の場合、例えば天津に入れてから北京に入れる場合には、北京で受け入れる私たちが証明書を取っている。国産の種子の場合は、この証明書を取らない場合が多い。例えば、北京にスイカの種子を入れて、上海に 100kg 入れる場合、上海で検疫の許可を取る。アメリカの州の検疫も同じではないか。
- ・「今後、日本から中国へ種子の輸出が増えるためには」→高品質な種子を入れることが重要である。
- ・「日本以外の海外は」→キャベツ、ハクサイは中国。日本に入ったものもある。
- ・ハクサイ、ダイコンは韓国がいい。
- ・「日本の種苗会社へのメッセージあれば」→いいものがあれば、扱いたい。日本には小さな種苗会社があるが、中国には出たくないという会社があるようだ。聞いた話では、中国に種子を輸出すると、農産物が日本に戻ってくるのではないかと心配している。日本の中小の種苗会社でいい品種を持っているところがある。

<まとめ>

同社は、1997 年に設立された野菜の育種、種子生産、販売を行う種苗会社で、日本を含む海外との取引も行なっている。

日本を含む海外から種苗の輸入実務を行っている種苗会社としての話を聞くことができた。

2 年前から国際種子連合（ISF）が原産地表示を強化し、種子の生産地と貿易国を別々に記載する傾向が強くなり、採種地の違う種子を一緒にして販売することができなくなっている。種苗会社はリスク回避のため同一品種を世界のいろいろな国で採種している。

中国国内の検疫基準も厳しくなっている。非主要作物も2年間の栽培テストを行ってから販売できるようになった。

2011 年に種苗会社の資本規制などが強化されて、営業をやめる会社や合併などが進んでいる。今後、輸入代行なども規制されるようになるのではないかと懸念している。

同社で扱っている日本の野菜種子は、キャベツ、ハクサイ、トマト、タマネギなど。中国で人気のある日本の野菜種子は、ブロッコリー、ニンジン、タマネギ、カリフラワー、チンゲンサイ、日本ネギなど。日本には小規模だが、いい品種を持っている種苗会社があり、輸入したいが、中国に種子を輸出すると農産物が日本に戻ってくるということで、中国に種子を出したがない会社がある。

日本の野菜種子が中国のユーザーに渡るまでの主な販売ルート：日本の種苗会社→輸入許可を得ている中国の大手種苗会社→中堅種苗会社→地域（省）の種苗販売会社→加工野菜などの生産企業

北京市はスイカとハクサイは審定が必要になる。

省を越えて種子の販売を行う場合には、規定上は検疫が必要であるが、実行は難しい。輸入種子の場合、種子を受け入れる側が検疫証明書を取ることにになっている。国産種子の場合には証明書を取らない場合も多い。

1 月 31 日（木）午後：中国種子貿易協会、中国種子集团公司

CHINA NATIONAL SEED TRADE ASSOCIATION

Vice President & Secretary General

Mr. Liu Hang

中国種子集团有限公司

CHINA NATIONAL SEED GROUP CO., LTD.

Business Development Center

Assistant of General Manager / Director of Imp.&Exp. Dept.

Ms. Weihong(Alison) Tian

中国種子貿易協会

Secretariat

Ms. Long Lin

Ms. Zou Dan

- ・中国種子貿易協会は中国種子集团有限公司とほぼ一体と考えられる。
- ・中国種子集团有限公司は現在、化学メーカーSINOCHEM の 100%子会社
- ・中国種子貿易協会は 1998 年に成立。現在、百数十のメンバーがいる。
- ・中国には中国種子協会と中国種子貿易協会の 2 つの協会がある。貿易協会には、国際貿易、輸入輸出に携わる企業がメンバーとなっている。
- ・メンバーの要件は下記のとおり、
 1. 中国の輸入輸出にかかわる企業
 2. 各省の種子協会のメンバー
 3. 中国国内資本の種苗会社
 4. 中国国内の中小企業、個人企業
- ・種子協会は半官の組織なので、外国の合資会社、独資はメンバーになれない。貿易協会のメンバーになることはできる。貿易協会は、海外の合資や独資のメンバーに、政策や制度改正などの情報を、定期的に提供している。国際種子連盟（ISF）のメンバーでもある。
- ・2014 年 5 月 24 日～29 日には、北京で国際種子大会を開催予定。
- ・会員向けのトレーニングのサービスも行なっている。
- ・外国企業向けに、新しい政策を知らせるサービスもある。中国には日本の野菜、花き、林木関係の会社の事務所があるが、まだ、メンバーになっている会社はない。
- ・野菜種子についての統計は、2012 年の実績で、7,697 トンの輸入量、金額ベースで 105 億元となっている。日本と中国の輸出入も大きく、日本からの輸入は 2012 年で 366 トン、種子の量としては 8 位、金額ベースでは 1 位となっている。高い金額で少ない量が入ってきているので、品質の高い良いものが輸入されているという傾向がある。中国からは、日本は、第 4～5 番目の貿易相手国。中国からの野菜種子の輸出量は輸入より少なく 6 千トンの実績である。
- ・日本の種苗会社は優秀で、大手種苗会社を中心に中国市場で活動している。韓国企業も優秀。日本からは、キャベツ、カリフラワー、ニンジンなどの種子が輸入されている。
- ・検疫については、種子類は法律で検査が義務付けられている。農業部と国家林業局の行政許可制度もある。種子は生きているものなので、検疫は厳しい。栽培も管理している。
- ・種苗を中国に輸入するには、輸入許可が必要。農家を保護するためと考えられる。
- ・新しい品種の場合、2 年間の栽培テストをしてから、輸入が許可される。この 2 年間でパフォーマンスがよくて、病虫害の懸念がなければ、許可される。
- ・中国の審定制度について。7 種類の作物について審定が必要で、別に、省毎に 2 種類まで定めることができる。北京の場合、ハクサイとスイカは、審定制度がある。
- ・新疆では、ヒマワリとテンサイについて審定が必要となっている。
- ・「2 年間の試験栽培が、最近、厳しくなったと聞いたが、もう少し詳しく聞きたい」→野菜なので審定ではない。2 年と説明したが、正確には 2 つの周期。病虫害がないか確認す

るため、目的は検疫。パフォーマンスなど他の特性も観察する。

- ・キャベツを例にすると、日本で人気があっても中国で受け入れられないこともある。生産量は、中国のユーザーに受け入れられるかどうかで決まる。キャベツの外側の葉は、日本ではカバーのため厚めのほうが人気あるが、中国では必ずしもそうではない。
- ・中国では75日の生育期間よりも、45日のほうが歓迎される。このようなことも考慮する必要がある。
- ・中国種子集团公司には販売の研究チームがあり、どんなものが中国でよく売れるのか研究をしているので、協力することができる。
- ・「2 周期の検査が必要になったということか」→はい。以前から要求されていた。もともと中国には種子の国際貿易はなかったが、80年代に条例ができて、90年代から貿易が拡大した。海外からF1の親を中国に輸入して、中国国内で採種をして、再び海外に輸出する貿易が増加してきた。この結果として、様々な新しい病害が出てきた。とくに、トマトは、数年前から病害がひどくなっている。
- ・貿易協会の会員になるには
 1. 中国の法人でなければならない（合資、独資も入会可）
 2. 協会の規定、権利義務を順守する
 3. 年会費は設立当初は500ドル、現在は3500元。
- ・会員企業が受けられるもの
 - 1、制度情報のメール配信
 - 2、トレーニングコース
 - 3、理事会に出ることによる交友関係の拡大
- ・「7種類の審定品種については、外国資本は扱えないのか」→独資は特別のルールがある。
- ・「輸出入ができる企業の規模要件などが、一気に引き上げられた。貿易に対する影響は」→大きく見たら、それほど影響はない。2011年の改正前、中国には8,700社の種苗会社があり、設備も持たず、技術者もいなく、マンションの一室でやっているような種苗会社がたくさんあった。これからは、しっかりした会社を残していこう、という考え方である。水稻、麦、大豆などの主要農作物は影響を受けるが、海外の企業や野菜種子を扱う種苗会社にはあまり影響がない。種苗会社の管理をしやすくし、農家のリスクを減らすのが制度改正の趣旨である。改正して2年前の8,700社から6,900社にまで減少した。反対に、外国企業数は増えている。外国企業の進出を我々は歓迎する。
- ・「輸入許可を得ている会社のリストはあるか」→農業部のインターネットに載っている³。輸出入ができなくなる例も当然ある。経営許可証の更新時に、更新できなくなる。輸入

³注：経営範囲に輸入輸出の記載が入っている経営許可証を有する企業のリストは次のウェブサイトを参照のこと。<http://www.seedchina.com.cn/InfoListSearch.aspx?Id=104>

許可を得ている会社は現在、40～50 社程度。2015 年までには、輸入許可を得ている企業数は、かなり減少すると考えている。

- ・「どの程度が適正規模だと考えるか」→個人的には、3,500～5,000 社が適正だと思う。計画経済の時代は、2,300 社の種苗会社があった。これは地域に 1 社態勢で、競争がなかった。2 社あれば競争がある。そうすると、5,000 社ぐらいが適正と思う。減った会社は多くは合併によるもの。ほかの会社の傘下に入ったところもある。産業の発展のため、このようなステップが加速すると思う。
- ・「香港経由の種子の輸入は」→香港を通して、一部本土に入ってくる。日本のスイートコーンは、香港経由で南部の山岳地帯に輸入されて、栽培されている。
- ・山東省の青島ではあきたこまちが栽培されている。吉林省では、日本の商社が加工して日本に輸出したこともある。

<まとめ>

中国種子貿易協会は、1984 年に中国農業部内に設立された協会（中国種子協会及び中国種子貿易協会）であり、現在は、貿易会社、各省の種子協会、中小種苗会社等 140 社がメンバーとなっている。

同協会では、メンバー向けに政策や制度改正の情報などを定期的に提供している。合資や独資の種苗会社もメンバーとなることができるが、まだ、日本の企業でメンバーとなっているところはない。種子協会は半官の組織のため、合資や独資の種苗会社はメンバーとなることができない。

中国の野菜種子の貿易に関する統計は、2012 年の実績で、総輸入量は 7,697 トン、金額で 105 億元。日本からの輸入は、366 トン、種子量では 8 位、金額ベースでは 1 位。日本からは品質の高い、高価格な種子が中国に輸入されているという傾向が示されている。中国から日本への種子の輸出量は 6,000 トン。穀物や油糧作物はほとんどない。

日本の種苗会社は、大手種苗会社を中心に中国市場で活動している。キャベツ、カリフラワー、ニンジンの種子が輸入されている。韓国の種苗会社も中国市場で活動している。

輸入については、新しい品種の場合、2 年間の栽培テストをしてから輸入が許可される。正確には 2 周期。目的は、病害虫がないか確認する検疫のためであるが、その品種のパフォーマンスなど他の特性も観察する。

中国の種苗会社は、2011 年の「農作物種子生産経営許可管理規則」の改正により、これまで 8,700 の種苗会社があったが、6,900 社に減少した。これまで、設備もなく技術者もないような種苗会社があったが、今後は、しっかりした会社を残していこうという方針と考えられる。主要作物を扱う種苗会社には影響があるが、海外の企業や野菜種子を扱う種苗会社にはあまり影響がない。現在、輸入許可を得ている種苗会社は、40～50 社程度。2015 年までにはかなり減少するのではないかと。輸入許可を得ているを持つ会社のリストは農業部のホームページに掲載されている。

2月1日（金）午前：北京東方九龍種業有限公司

Oriental Dragon Seed CO.,LTD.

Li Hao Xi

- ・中国ではこれまで自社で輸入ができる会社の条件として、最低資本金 1 千萬元が要求されていたが、2011 年 9 月から、3 千萬元になった。北京市種子公司はこの権利を持っている。
- ・商社を経由するという考え方は中国にはない。九龍では南部の省の会社に輸入代行を依頼している。農業科学院関連の会社で社員持ち株のような会社になっている。
- ・中国においては自分で輸入するか、代理機関に頼むかの方法しかない。九龍は日本の種苗会社と独占契約に近い契約を結んでいる。種子は日本でパッキングして中国に輸入している。
- ・中国に種子を輸入する場合、北京を経由して、黒竜江省や内モンゴルに輸出するルートがある。地域に出すときには、ほかの競合先に種を出さないようにして、意図的に地域独占の形をつくることが多い。
- ・九龍の取引先はほとんどが、卸売業者。大きな農家が直接問い合わせてくるケースも、少しある。
- ・APSA に参加していて、国際会議で、日本の会社と交流を持つことがある。大規模な種苗の展示会、毎年 4 月に武漢、9 月に北京、11 月にハルビン、12 月に広州で開催される。このような会合から日本の種苗会社と中国の種苗会社のビジネスが始まることもある。
- ・九龍は会社を 2 社設立しており、1 社は 97 年、もう 1 社は 2004 年に設立。
- ・中国国内で種子の委託生産をして、海外に輸出することが多い。
- ・外国の種子の扱いでは、韓国 60、日本 20、USA20 ぐらいの割合。
- ・社員は現在、12 人。
- ・全体としては、外国からの輸入はだいたい 4 割で、残る 6 割は中国国内での委託生産など。種子の販売先は、どこもいいものを安く買いたい、ということで同じ。その意味では、日本の種はやはり高い。中国からは、種子を安価で輸出している。

<まとめ>

同社は 1997 年設立、野菜種子の輸入、販売、種子委託生産（2004 年に子会社を設立）を行なっている。

輸入種子と自社の割合は 4 対 6 で、輸入種子は日本（25%）、韓国（60%、大根、ハクサイ、とうがらし等）、米国（20%、ホウレンソウ、トマト、玉ねぎ等）から輸入している。輸入に当たっては、同社は輸入許可を得ていないため、輸入許可を得ている中国の大手の種苗会社に輸入の代行を依頼して、いる。日本の種苗会社とは独占契約に近い契約を結び、

日本でパッキングされた種子を同社のある北京に入れてから、中国各地に出荷している。出荷先は卸売業者で、地域で独占販売の形をとっている。APSA の国際会議や中国各地の種苗展示会などから日本の種苗会社とビジネスが始まることもあるとのこと。

2 月 1 日午後：北京市海淀区の種苗市場視察、北京聚宏種苗技术有限公司、北京市海淀区種子管理所を視察

2013 年 2 月 1 日午後：北京市海淀区種子管理所、北京海淀種子商会

元会長 張燕明

Beijing Haidan Seed Management Station

Ex-Chairman

Yanming Zhang

- ・「日本の種子の評判はどうか」→世界中でよい。カリフラワー、ブロッコリー。
- ・「なぜ、日本の種子はうけるのか」→品質、つまり発芽率が表示以上で、種子の純度が高い。中国の野菜の生産者は価格はそれほど気にしない。高い種子でも買う。野菜種子の場合、価格は重要な要素ではない。穀物の種子の場合は、種子価格も重要な要素。
- ・中国では初め、日本へ輸出するためにニンジン「黒田五寸」の種子を買って生産していた。芯まで赤く、先まで太くなっている形のもの。この日本の規格が中国のニンジンのスタンダードになっている。
- ・トマトは、日本のものは完熟させる品種が多いが、中国は輸送距離が長いために適さない。中国ではピンク色の大玉がいい。欧米の品種は、黄化葉巻病抵抗性があり、中国では必要な形質。日本のように温室栽培でネットを張れば大丈夫だが、中国ではこの抵抗性があれば売れるし、なければ売れない。末端の消費者よりも流通加工業者が野菜については、一番力を持っている。「こういうものなら買う」と農家に言えば、農家はそういう野菜の種子を買うようになる。
- ・日本の種子が一番高価だが売れる。農家は収益を一番に考える。種子代が 100 元高くても 500 元高く売れば儲かるのでよいと。今は高く売れることを一番に考えている。
- ・中国の生産者のほとんどが、今は収入の事しか考慮していないと思うが、近いうちに省力化、薬品を多く使わないといった点が重視されるようになるだろう。
- ・すでに、中国の農業も日本と同様、高齢化が始まっている。中国の働き手（農家）がいなくなっている。1 畝当たり 300～500 元程度しか利益が出ない品種でも、水やり不要、肥料少量でよく、簡単に作ることができるために売れているものもある。あるカリフラワーの品種はなぜ売れるのか。通常のカリフラワーは収穫時期が短く、真っ白だったものが色が変わってしまう。しかし、この品種は 1 ヶ月畑に置いていても真っ白のままで、花蕾がばらばらにもならない。農家は 1 ヶ月の間で、相場のいい時期を見て出荷

することができる。種をまいて、収穫だけすればいい、といったものが、生産者のニーズになりつつある。

- ・ダイコンはこれまで、秋のものだったが、晩抽性品種が出てきて、春に出荷できるようになった。耐暑性の品種は夏に作ることができる。これは日本が最初に作った。これまでダイコンは秋から冬にしか出荷できなかった。
- ・このように、他にないものは高く売れる。他に、品質のよい＝生産物の品質のいいもの、美味しいもの、珍しいもの、健康にいいものがこれから中国では売れる。
- ・種子代は農業生産のコストのごく小さい部分。農薬を少なくし肥料を少なくし、省力化できて長距離輸送できるものが売れる。
- ・ダイコンやハクサイは韓国。果菜類やウリ科は欧米のものがいい。欧米の扱う野菜は種子の単価が高い。日本は、チンゲンサイ、ブロッコリー、キャベツ、ネギなど種子の単価の低いものが多い。
- ・オランダの野菜育種会社 Rijk Zwaan はトマトの種子で年間 1 億元を売り上げていると聞いている。他のトマトが 50 元でもオランダのものは 1,200 元でも売れて、生産者に受け入れられている。この会社は農家のために流通業者を紹介して、技術指導をして、販売先のコンサルティングまでやっている。色つきがそれほどよくないものも、耐暑性に優れている点で売れているようだ。
- ・このように種苗会社には、特徴のあるものが必要。また、生産する地域も考慮することが必要。このトマトの場合、長江の南、黄河の北が適地。流通業者も地域の気温を調べて、暑いときは北部に出すなど、工夫をしている。通常トマトは生産者レベルの販売価格は、1kg あたり 1.2 元ほどだが、この品種は 1kg あたり 2.2 元ほどで 2 倍近い。大きなトマトや日本で好まれる完熟のトマトは中国では遠くまで運べない。オランダの会社は、様々なサービスをしたうえで、生産物の価格の上昇を約束したうえで、来年もつくってほしいと農家をお願いをしている。このような品種の種子であれば、農家は 1,200 元であっても種子を買う。
- ・農家への技術指導やマーケティングなど、多面的に考えて種子のセールスをするといいいのではないか。対抗品種はどの地域で使われて、どの地域に生産物は販売されているのか。対抗品種との特徴を比べてみて、自社の品種の長所短所を考えてみる必要がある。
- ・カウンターパートになる中国企業とは、長期的な協力関係を築く必要がある。中国のいいパートナーがいるところが成功している。
- ・北京海淀種子商会に相談してもらえれば、海淀区の様々な種苗会社を紹介することができる。そうした企業との長い協力関係をつくってほしい。
- ・日本の品種の栽培テストをして、中国のいろいろな品種もあわせて栽培し、中国のいろいろな種苗会社の人を呼んで、自社の品種を気に入ってくれるところを探すとよい。新しい品種は、少なくとも 3 年～5 年はみてみないと本当に売れる品種かどうかわからない。中国の審定制度にも留意すべきだ。日本の企業には、中国の種子の管理制度を知らせる

必要がある。様々な制度を知ったうえで、細かな規則まで、中国側の企業が守っているのかどうか。相手会社がどのような資格を持っているかよく知った上で、進めることも重要である。

- ・私たちの海淀区には 130 の種苗会社がある。北京市海淀区種子管理所では、試験や調査もできる。メンバーを紹介することもできる。天地園や九龍もみな、ここのメンバー。この部屋の隣には、日本のビール会社の合弁企業がコチョウランの生産をしている。ここでは、クローン苗も作っている。

＜まとめ＞

北京海淀種子商会は北京市海淀区にある 130 の種苗会社がメンバーとなっている。中国への進出を検討している外国企業などに対して、種苗会社の紹介も行なっている。また、北京市海淀区種子管理所に、栽培試験や調査なども依頼することが可能である。

日本の野菜種子は、発芽率が表示以上で、種子の純度が高いため、評判が高い。中国の農家にとっては価格はそれほど重要な要素ではない。農家は収益性を第一に考えるので、種子代が高くてもそれ以上に収益が上がればよい。中国の農家も高齢化が始まっていて、今後は、省力化できる品種、農薬や肥料が少量でよい品種なども重視されるようになるだろう。収穫時期が長い品種などのニーズも高まっている。生産物の品質のよいもの、美味しいもの、珍しいもの、健康によいものなども、今後、中国では売れるようになってくるだろう。他の品種が持っていない特性を持つ品種の種子は高くで売れる。

オランダの種苗会社は、農家が収穫物を販売する流通業者まで紹介し、販売先のコンサルティングや技術指導まで行っている。

中国にいいパートナーがいる日本の種苗会社は成功している。中国の企業と長期的な協力関係を築くことが大切である。中国の企業がどのような資格を持っているかもよく確認することが重要である。

〈中国現地調査まとめ〉

今回の現地調査では、野菜の種子に関する聴き取りが中心であったが、花きについても可能な限り、聴き取りを行った。

日本から中国への種子の輸出にあたり、中国から輸入許可証の発行を受けて、その許可証に基づいて、日本の検疫当局の検疫証明書を取得する。日本から中国へ送った種子とあわせて、日本からの原産地証明書、検疫証明書、中国の輸入許可証を提出し、中国の検疫当局の検査を受ける。そして、問題がなければ、中国国内に種子を入れることができる。中国国内では、輸入許可書に記載してある期間内であれば、自由に移動させることができる。

輸入許可証を取得するためには、中国国内に初めて入れる植物の種類の場合には、2 周

期のリスク評価が必要となる。これは、検疫が目的ではあるが、あわせて、特性なども観察される。このリスク評価は、審定などの栽培試験と比較すると、それほど難しいものではないとのことであったが、許可がおりないこともあるとの聴き取り結果もあった。この中国へ初めて入れる植物のリスク評価は、中国国家質量監督検査検疫総局の聴き取りでは、中国のある地域でリスク評価を行っていれば、再びリスク評価を行う必要はないとのことであった。が、例外もあり得るとのことであった。中国の企業や団体の聴き取りでは、このリスク評価は、地域毎に、植物の種類毎に違うので、過去にリスク評価を行ったことのある地域から輸入許可証を取得するなどの対策をとっているとのことであった。

省を越える種子の移動については、規定上は、省毎に検疫を受けなければならないことになっていて、受け入れ側が検疫許可証をとることになっている。実行は難しく、中国国産の種子の場合には、許可証を取らない場合が多いということであった。

中国では輸入許可を得ている会社は限られていて、中国の多くの種苗会社は輸入代行を依頼している。今回の視察先では、北京林大林業科技、中国種子集団会社が輸入許可を得ており、輸入代行も行っていた。輸入代行の費用は植物の種類やリスク評価経験の有無により違うことなどから明確な回答を得ることはできなかった。

2011 年の農業部による「農作物種子生産経営許可管理規則」の改正により、中国の種苗会社は、資本金や設備の充実、技術者の確保などを求められ、営業をやめたり、合併したりすることで、8,700 社が 6,900 社に減少している。

北京市海淀区には 200 社を超える種苗会社があり、今回の視察先では北京林大林業科技、北京天地園種苗、北京東方九龍種苗が海淀区にあった。北京市海淀区種子管理所には、栽培試験や調査などを依頼することもできるとのことであった。また、北京海淀種子商会には 130 の種苗会社がメンバーとなっていて、日本の種苗会社に紹介することもできるとのことであり、今後、中国への種子の輸出を検討する日本の種苗会社の窓口として、利用することができると考えられる。

今回の現地調査は、準備期間が短かったこと、訪問時期が中国の春節の前ということもあり、現地調査の視察先のアポイントメントを取ることが非常に困難であった。検討会委員の協力や、現地で元中国種子集団会社の孫家奇氏の協力を得て、視察先を確保することができたが、農作物種子を所管する農業部を訪問することはできなかった点が残念であった。

4.3. 北京市内の企業・種苗店への簡易聴き取り調査の結果と分析

4.3.1. 調査の概要

調査期間：2013 年 2 月 23 日～28 日

調査方法：中国側現地コンサルタントである北京大来創傑諮詢有限公司（北京市朝陽区光

華路甲 8 号和喬大廈 C 座 903 室) に依頼して、調査票を用いた調査を実施した。

調査対象と調査数：北京市内を主な調査地域として、16 の種苗販売会社・販売店に聴き取り調査を実施した。

調査内容：資料として、調査票を添付した。

4.3.2 回答のまとめ

質問 1：日本の野菜種子を取り扱っていますか？

扱っている：12 件

扱っていない：4 件

日本の野菜種子を扱っている会社の割合は 75%であった。

売り上げに占める日本の野菜種子の割合と回答数は下記のとおりであった。30%が 1 件、25%が 1 件、15%が 2 件、5%以下が 7 件であった。

表 5 日本の種子を扱っている企業・店舗の
売り上げに占める日本の野菜種子の割合 (%)

No	日本	中国	その他
1	30	40	30
2	25	50	25
3	15	20	65
4	15	70	15
5	5	75	20
6	5	95	0
7	5	60	35
8	5	90	5
9	5	40	55
10	1	97	2
11	1	98	1

質問 2：日本の野菜種子で、売上の高い上位 3 種類と、それぞれの特徴を教えてください。ダイコン、チンゲンサイ等の野菜名でお答えください（品種名ではありません）（複数回答可

上位 3 位にあげられた種類、販売量、特徴は下記のとおり。

(1)キャベツ：7 件

販売量：10～2,000kg

〔種子としての品質〕 種子の純度が高い、発芽率が高い

〔栽培時の特徴〕 気候の変化に強い、病害虫に強い

〔収穫時の特徴〕 味が良い、色が良い、利益率がよい、消費者の人気の高い

(2)カリフラワー：5 件

販売量：10～1,000kg

〔種子としての品質〕 種子の純度が高い、発芽率が高い

〔栽培時の特徴〕 病害虫に強い

〔収穫時の特徴〕 色が良い、利益率がよい、消費者の人気の高い

(3)ニンジン：3 件

販売量：300～3,000kg

〔種子としての品質〕 種子の純度が高い

〔収穫時の特徴〕 色が良い、利益率がよい、消費者の人気の高い

(4)ブロッコリー：2 件

販売量：～160kg

〔種子としての品質〕 種子の純度が高い、発芽率が高い

(5)油菜：2 件

販売量：～3,000kg

〔種子としての品質〕 種子の純度が高い

〔収穫時の特徴〕 色が良い

その他上位 3 位に挙げられた種類は、ミニキュウリ、ネギ、タマネギ、チンゲンサイであった。

質問 3：どういった条件、状況が整えば、日本の種苗の取り扱いが増えると思いますか？
（例：価格、販売形態、品質の向上、広告、マーケティング等）

価格に関するもの：7 件

・価格が安いこと

- ・価格が高すぎると販売量が減少してしまう
- ・価格が国内品種と同等かやや低いこと
- ・輸入種子の質はいいが価格が高すぎる
- ・価格が安くなること
- ・重要なのは価格である。いくつもの販売店の手を通した後、価格が高くなってしまうことがある。例えば元々20～30 元/袋のものが 50 元に引き上げられる。直接に生産会社から買う場合、価格が低いので販売量も増える
- ・価格が安定していること（高くても安くてもかまわない。安定して上昇するかもしれない安定して下落するかのどちらでもいい）

価格と品質に関するもの：3 件

- ・価格と品質の向上
- ・重要なのは価格で、質がよくて価格が安いのが一番である
- ・価格が安くて生産量が高いものであれば売れる

価格と流通チャンネルの利益に関するもの：3 件

- ・末端の価格を低くし、流通チャンネルの利益を高めること
- ・価格がもう少し安く、流通チャンネルが得られる利益を高めること
- ・日本の品種の流通チャンネルが得られる利益が高いことを望む

販売拠点や展示、販売に関するもの：9 件

- ・より多くのマーケティング活動を展開し、より多くの販売拠点を設置して展示を行う必要がある
- ・見本展示をより一層行う
- ・種子供給・販売拠点を多く設置して代理販売店が仕入れやすいようにする
- ・販売する前に栽培に適宜である主な地域で拠点を設置し、展示販売を行って、販売店が品種に対して視察をしやすいようにする
- ・より多くの日系企業が入ってきて多くの流通チャンネルが共存することで競争局面を構築すること
- ・中国国内に日本種子の輸入に対してリスクを分担する組織や機関を設け、意思疎通が容易で、直接に日本と連絡せずに済むようにする
- ・少量に種子を提供し、手続きの簡略化（現在のところ、海外から輸入した種子の販売手続きが複雑である）を図り、テスト販売をする
- ・販売形態について、独占代理が望ましい
- ・日本の販売モデルが中国の環境に適し、最大限の現地化を望む

品種の優位性や品質に関するもの：10 件

- ・ニンジンなら韓国のものを買うなど、品種の優位性を強調する
- ・品種が独自の優位性を備えていること
- ・品種に総合的な優位性があること
- ・品質が優れていること
- ・品種の品質が現在の国内市場で販売されている国内外の種子よりよいこと
- ・純度がすでに高いので、病虫害に強く、口当たりが良ければ販売量が増えると思う
- ・聞いたところによると、日本にはトマト黄化葉巻ウイルスに強い品種がないそう
- ・日本の品種は品質がいいが、輸送途中で腐りやすい
- ・品質が市場で認められ、生産量が安定していること
- ・利益率が高いのがとても重要である

政治環境に関するもの：4 件

- ・政治環境が良好であることを望む
- ・良好な政治環境は販売にいい
- ・政治環境が良好であること
- ・政治環境が日本種苗の輸出に影響するので政治環境が良好であることを望む

その他：9 件

- ・市場のニーズ、消費者のニーズにあつてこそ販売量が増える
- ・長年にわたる栽培を通じ、農民に認められて初めて取扱量が増える
- ・品質はすでに認められているので、更に向上する必要がある
- ・広告する必要もない
- ・品種とも関係している。例えば、徐州では、日本のキャベツを普及する価値は高いがカリフラワーを普及する価値は余り高くない。なぜかという、カリフラワーは基本的に台湾の種子に独占されている。山東省などの地域では日本の野菜種子は人気がある
- ・チンゲンサイ（日本）は普及してみたいと思う。
- ・業務がプチトマトに特化しており、日本に特に優位性のある品種がない
- ・適切な製品がないので当分日本の種苗を取り扱う計画はない

質問 4：中国の野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

上位 3 位にあげられた種類、販売量、特徴は下記のとおり。

(1)ハクサイ：6 件

販売量：400～10,000kg

〔収穫時の特徴〕 色が良い、利益率がよい

(2)油菜：5 件

販売量：50～4,000kg

〔収穫時の特徴〕 味が良い、利益率がよい、消費者の人気の高い

(3)トマト：4 件

販売量：20～500kg

〔収穫時の特徴〕 味が良い、色が良い、利益率がよい、消費者の人気の高い

(4)キュウリ：3 件

販売量：100～10,000kg

〔栽培時の特徴〕 病害虫に強い

〔収穫時の特徴〕 利益率がよい

(5)ダイコン：3 件

販売量：150～15,000kg

(6)チンゲンサイ：3 件

販売量：～1,000kg

〔収穫時の特徴〕 味が良い、色が良い

(7)セイヨウカボチャ：2 件

販売量：400～15,000kg

〔栽培時の特徴〕 気候の変化に強い

このほか、トウガラシ：2 件、キャベツ：2 件、ソラマメ、カリフラワー、レタス、タマネギ、スイカ、マクワウリ、エダマメ、セロリ、パクチョイがあげられた。

質問 5：日本、中国以外の国から輸入された野菜種子のうち、売り上げ上位の 3 種類と、それぞれの良い特徴を教えてください。（複数回答可）

上位 3 位にあげられた種類、販売量、特徴は下記のとおり。

(1)セイヨウカボチャ：4 件(アメリカ、オランダ)

販売量：10～10,000kg

〔種子としての品質〕 種子の純度が高い

〔収穫時の特徴〕 味が良い、色が良い、利益率がよい、消費者の人気の高い

(2)ハクサイ：3 件(韓国)

販売量：50～20,000kg

〔栽培時の特徴〕 利益率が高い

(3)キャベツ：2 件（韓国）

販売量：500～10,000kg

(4)ダイコン：2 件（韓国）

販売量：100～150kg

(5)トマト：2 件(オランダ)

販売量：5～250kg

〔栽培時の特徴〕 病害虫に強い

〔栽培時の特徴〕 色が良い、利益率が高い

(6)ナス：2 件(フランス、韓国)

販売量：1～50kg

〔収穫時の特徴〕 味が良い、利益率がよい、消費者の人気の高い

(7)中国セロリ：2 件(アメリカ)

販売量：1,000～5,000kg

〔種子としての品質〕 種子の純度が高い、発芽率が高い

〔栽培時の特徴〕 気候の変化に強い、病害虫に強い

(8)カリフラワー：2 件（台湾、オランダ）

販売量：60～2,700kg

〔収穫時の特徴〕 味が良い、色が良い、消費者の人気の高い

その他に、レタス(イタリア)、タマネギ(アメリカ)、ニンジン(韓国)、ブロッコリ(フランス)、特菜があげられた。

質問 6：日本からの輸入種苗の仕入元と販売先を教えてください

[仕入元] 会社・団体等の形態：6 件

- ・ 広東良種引進服務公司を通じて輸入する
- ・ 華冠は広東良種輸入服務公司の北京販売店（北京碩源と坤力和）から仕入れる
- ・ 輸入業者である香港高華種子有限公司、北京特菜種苗（北京市農業局に属する）から仕入れている
- ・ 杭州三雄
- ・ 北京奥力沃公司などの代理業者から仕入れる。（北京、天津の）一次卸売業者から仕入れる
- ・ 広州輸入代理服務（サービス）公司

[仕入元] 地域（省など）：3 件

- ・ 広東省、北京、上海、浙江省
- ・ 北京
- ・ 広州

[販売先] 会社・団体等の形態：9 件

- ・ 全国に向けて販売している
- ・ 主に卸売りをやっている
- ・ 主に卸売り
- ・ 子会社は全国の販売店、販売会社、小売店に卸売りしてからそれらのところを通じて農民に小売する。会社から全国の大規模農家（300 ムー）に販売する
- ・ 全国各地の代理店に卸売してから最終的に農家に小売する。販売店に小売りして最終的に北京周辺の農家に小売する
- ・ 主に農民や大規模農家に小売している
- ・ 北京周辺の農民に小売する
- ・ 販売店に卸売りし、北京周辺の農家に小売する
- ・ 北京周辺の小売店に卸売りするか、北京周辺の農家に小売する

[販売先] 地域（省など）：4 件

- ・ 北京周辺及び河北省周辺、天津
- ・ 安徽省で小売する
- ・ 一部は江蘇向けで、一部は全国向けである
- ・ 南通現地

質問 7： 昨年の売上高を教えてください（可能であれば聞いてください）

売上高：9 件

6,000 万元：1 件、1,500 万元：1 件、500 万元：2 件、200 万元：4 件、100 万元：1 件であった。

4.3.3. 調査結果から

日本の野菜種子については、8 割近くの種苗会社が扱っている状況にあるが、それぞれの種苗会社の売り上げに占める日本の野菜種子の割合は 15～30%が 4 社、5%以下が 7 社で、その割合は低い。

今後、日本の種苗の取扱いが増えるための条件としては、以下のような点が挙げられた。

- ・日本の野菜種子の価格は高いので、もっと安くする
- ・品質が良くて価格を安くする
- ・流通チャネルの利益を高めるようにする
- ・販売拠点を多くする
- ・展示販売を多くする
- ・販売の手続きを簡素化する
- ・他品種と比べて優位性を備える
- ・日本と中国の政治環境を良好に保つ

日本からの種苗の仕入元については具体的に種苗会社 6 社の名前が挙げられた。仕入元の地域としては、北京市、上海市、広州市、浙江省、広東省の 2 省 3 市が挙げられた。

主な販売の形態としては、全国に向けて卸売りしている種苗会社、北京市周辺の農家に小売りしている種苗会社に分けられた。

今回の調査に回答をした会社は、大規模種苗会社（売上高 6,000 万元）1 社、中堅種苗会社（売上高 500～1500 万元）3 社、小規模種苗会社（売上高 100～200 万元）5 社であった。

日本製の野菜種子で売上の高い上位 3 位の種類に挙げられたのは多い順に、①キャベツ、②カリフラワー、③ニンジン、④ブロッコリー、⑤油菜で、その特徴は共通していて、[種子としての品質] 種子純度が高い、発芽率が高い、[収穫時の特徴] 色が良い、利益率が高い、消費者の人気の高い、などがあげられる。

中国製の野菜種子で売上の高い上位3位の種類に挙げられたのは多い順に、①ハクサイ、②油菜、③トマト、④キュウリ、⑤ダイコン、⑥チンゲンサイなどで、その特徴としては、[収穫時の特徴] 利益率がよいこと。

日本、中国以外の国から輸入された野菜種子で売上の高い上位3位の種類に挙げられたのは多い順に、①セイヨウカボチャ、②ハクサイ、③キャベツ、④ダイコン、⑤トマト、⑥ナス、⑦中国セロリ、⑧カリフラワーで、その特徴は種類毎に異なっている。

4.3.4. 簡易調査のまとめ

中国では、日本の野菜種子の品質のよいことはよく理解されているが、価格が高いことなどから、まだ十分に普及しているとは言えない状況にある。今後、他の品種と比較して優位性のある品種を、適切な価格帯で供給できるようになれば、一層、中国で日本の野菜種子の普及が進むものと考えられる。また、販売にあたっては販売拠点を多く設置し、中国の種苗会社とスムーズな意思疎通ができるようにするとともに販売手続きを簡素化するように努めることが重要である。見本ほ場での展示を充実し、より多くの中国の種苗会社関係者に品種の特徴などを理解してもらう機会を作るなどの工夫も必要である。日本の野菜種子の販売にかかわる中国側の流通チャネルにも十分な利益が得られるよう配慮する。日中間の政治環境が良好であることも非常に重要である。

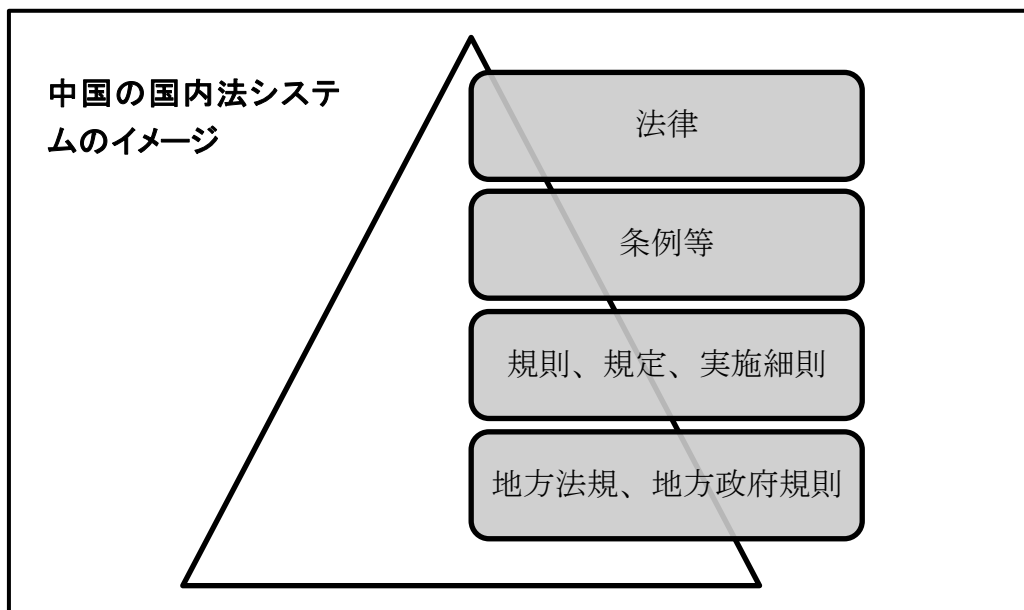
中国で取扱いの多い日本の野菜種子については、[種子としての品質] 種子純度が高い、発芽率が高い、[栽培時の特徴] 病害虫に強い、[収穫時の特徴] 色が良い、利益率がよい、消費者の人气が高い、という点で、中国や他の国の野菜種子と比べて、非常に明確に、その特徴が理解されている。今後も、このような長所を持つ、高品質な野菜種子の開発生産販売を継続していくことによって、中国における日本の野菜種子の一層の差別化を図り、日本産ブランドに対する高い信頼を得ることによって、中国の大きな野菜種苗市場で、日本の野菜種子が大きなシェアを持つことができるようになると思われる。

5. 中国における種苗輸出に関連する制度調査結果

中国向けに種苗を輸出し、ビジネスを円滑に進めていくためには、種子法や、検疫関連の諸制度について理解を深める必要がある。調査団としては、こうした認識に基づき、主に種子法、検疫制度、外資規制を中心に関連する法令の入手、分析を行った。分析にあたっては、中国農業部種子管理局（<http://www.seedchina.com.cn/>）、中国国家林業局（<http://www.forestry.gov.cn/>）中国農業部（<http://www.agri.gov.cn/>）、国家質量監督檢驗検疫総局（<http://www.aqsiq.gov.cn/>）のホームページに掲載されている法規類を利用した。和文については「現行 中華人民共和國六法」（ぎょうせい、中国綜合研究所・編集委員会編集、法務大臣官房司法法制調査部職員監修）に掲載されている法令を使用した。また、検疫関連の法令については、主に日本貿易振興機構（JETRO）が公開している仮訳（出典）を使用した。既存の和訳が無いものについては、調査団の手により翻訳し、添付資料として本報告書で公表する。本報告書の作成に用いた法令等は添付資料 1 に一覧表としてまとめ、原文、和約の入手先についての情報を盛り込んだ。本文中に引用された法令等には、(法 1) のように参照番号を付け、原文、和約を参照する際の便宜を図った。

中国では法律を頂点とした下のような法体系となっている。

- ・ 法律
- ・ 国務院が制定する行政法規：「条例」と呼ばれるものが多い。
- ・ 部門規則：日本の省庁にあたる部や委員会が制定する規則で、規則、規定、実施細則等の名称が付けられている。
- ・ 地方法規、地方政府規則：地方政府が制定し、当該地方だけで効力を持つ。



5.1.農業法

2003 年に公布された中華人民共和國農業法(法 1)は、農業の近代化、農村改革、生産力の強化など、中国の農業分野の政策目標を示す法律である。中国への種苗の輸出制度を検討するうえで重要と考えられる条文を以下に示す。

第 3 条 国は、農業を国民経済発展の首位におく。

第 16 条 国は、農民及び農業生産経営組織が当該地区の実情を考慮し、市場の需要に従い、農業生産構造を調整し、及び優良化し、栽培業、林業、牧畜業及び漁業の発展につき協力・調整し、優良品質の、高生産の、及び高効果・利益の農業を発展させ、農産物の国際競争力を高めるよう誘導し、及び指示する。

同条第 2 項 栽培については、品質を優良化し、品質を高め、及び効果・利益を増加することを中心とし、作物の構造、品種の構造及び品質の構造を調整する。

第 18 条 国は、動植物品種の選択育成、生産及び更新並びに良種の普及使用を扶助・指示し、品種の選択育成と生産・経営との結合を奨励し、種子工程及び家畜・家禽の良種工程を実施する。

第 23 条第 2 項 国は、優良品質の農産物の生産を奨励し、及び扶助・支持する。県級以上の地方人民政府は、当該地区の状況を考慮し、国の関係規定に従い措置を講じ、優良品質の農産物の生産を発展させなければならない。

第 30 条 国は、農産物輸出入貿易の発展を奨励する。

同条 3 項 農産物の生産販売秩序及び公平な取引を維持保護するため、農産物輸入事前警告制度を確立し、特定の輸入農産物が国内の関連農産物の生産に対し重大な好ましくない影響を既にもたらし、又はもたらすおそれのある場合には、国は、必要な措置を講じることができる。

第 41 条第 2 項 国は、措置を講じ、農業が外資の利用を拡大するのを促進する。

中国は、農業を国の最重要産業と位置付けている。種子については、優良な品種の選抜育成、生産や経営を支援する立場を取っている。輸出入の奨励も規定しているが、特定の輸入農産物が中国国内での農産物の公正な取引、生産や販売をめぐる秩序を阻害するおそれがある場合、国が必要な措置を講じることができるとしている。農業法におけるこうした輸入関連の諸規定は、種子法に定める輸入許可制度などの上位に位置づけられる概念だと考えられる。農業法はまた、農業分野における外資の導入を促すことを規定している。

5.2. 外商投資産業指導目録

2011 年 12 月 24 日付で、2011 年改訂版の外商投資産業指導目録(国家發展改革委員会・商務部令第 12 号)(法 8)が公布された。外国企業による中国国内への投資活動を奨励、許可(奨励、制限、禁止のいずれにも分類されない場合には許可類に分類される)、制限、禁止に分類したものであり、中国の外商直接投資政策の根拠となるものである。

この中で、種苗に関連したものを見てゆくと、「造林(竹)及び優良品種の栽培、倍数体樹木の新品種の栽培」は外商投資を奨励する産業とされている一方で、「農作物の新品種の選抜育成及び種子の生産」は外商投資を制限する産業とされ、中国側の持分支配が保たれるべきものとされている。更に、「中国の稀有及び貴重な優良品種の研究開発、養殖、栽培及び関連繁殖材料の生産(栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む)」及び、「遺伝子組換え生物の研究開発及び遺伝子組換え農作物の種子、種畜・種家禽、水産種苗の生産」は外商投資を禁止する産業に分類されている。

このことから、優良品種の普及を図ると同時に、育種、種子生産については外国の投資を制限することにより中国企業の育成を図ること、更に、中国の遺伝資源の利用、遺伝子組換え作物の開発については、外国の投資を禁止するという、中国政府当局の極めて明確な政策が読みとれる。

5.3. 種子法

中華人民共和国種子法（2000年7月8日採択、2004年8月28日改正、同日交付・施行、以下、種子法）（法2）、種子資源の保護、品種選抜及び審査・決定、種子生産、種子経営、種子の使用、種子の品質、種子の輸出及び対外合作などについて規定している。種子とは農作物及び林木の栽培材料又は繁殖材料をいい、種子、果実、根、茎、苗、芽及び葉等が含まれる（種子法第2条）農産物は中国農業部、花卉を含めた林木種子は国家林業局が所管するが、花卉の一部については、農業部も所管するとされる。種子法が定める諸制度の理解は、本調査の中心的課題の一つでもある。本稿においては、農業部における種苗関連の制度について主として述べることとする。

5.3.1. 品種についての規定

種子法では、第12条及び第15条に品種に関する規定を置いている。

まず、種子法第12条に基づき、国は植物新品種保護制度を実行し、新規性、区別性、均一性、安定性を備えた品種について、植物新品種権を付与することとなっている。また、「植物新品種保護条例」を1997年10月1日に公布している。

更に、種子法第15条に基づき、主要農作物品種及び主要林木品種については、普及・使用する前に、国家級又は省級の審査・決定を通過しなければならないとされている。申請は申請者が直接行うことができる。国家級の審査を通過した品種については、中国全土の適当な生態区域において普及させることができ、省級の審査を通過したものは、当該行政地域内の適当な生態区域において普及させることができる。

「主要農作物」としては、種子法第74条第3項で定める、イネ、小麦、トウモロコシ、綿、大豆の他に、菜種、ジャガイモが定められている（2001年2月26日発布「主要農作物範囲規定」）。（法4）この7種の農作物の他に、省、自治区、直轄市では1ないし2の作物を主要農作物として指定することができる（同）。

主要林木としては、国家林業局が2001年5月22日に可決した、主要林木リスト（第1組）に129種の林木が主要林木として指定されており、この中には主要な果樹や花木が含まれている。（法9）。

国家又は省、自治区、直轄市においては、それぞれ専門委員により構成する農作物品種、林木品種審査・決定委員会を設立し、審査・決定業務を実施することとなっている。

5.3.2. 種子の生産

種子法第20条によれば、主要農作物及び主要林木の商品種子生産については、許可制度を実行することとなっている。主要農産物の交雑種、その交配母本、通常の作物の原種生

産については、生産地の県レベルで審査し、省レベルで許可証を発給する。その他の種子については、生産地の県レベル以上の地方政府が審査し、許可証を発給することになっている（下表参照）。

表 6：許可証の発行主体

生産する種苗の種類	許可証の種類等
交配種、交配母本、原種、原原種	省、自治区、直轄市の政府農業担当部門が許可証発行
その他の種子	県以上の政府農業担当部門が許可証発行

種子法第 21 条第 1 項によると、農作物の種子を生産するための条件として次のことが求められている：

- (1) 種子を繁殖させる隔離及び培育条件を有する；
- (2) 検疫の対象となる病害虫のいない種子生産場所を有する；
- (3) 種子生産に適当な資金、並びに生産及び検査施設を有する；
- (4) 相応する種子生産の専門家、技術要員を有する；
- (5) 法律および法規の定めるその他の事項。

具体的な要件は「農作物種子生産経営許可管理規則」（以下、許可管理規則）（法 3）が定めている。許可管理規則はその第 7 条において、種子生産許可証を取得するための条件を定めている。この中で、特に、イネ及びトウモロコシの交配種及びその交配親品種の生産許可を得るためには、最低 3 千萬元の資本金を有すること、その他の主要農作物の種子の生産許可のためには、最低 5 百萬元の資本金を有することが述べられている。同 7 条には、種子生産許可証を得るために必要な検査室の規模、設備、必要な技術要員についても定められている。種子生産許可証取得にかかる期間は最長で 20 営業日で、審査時には、政府当局への必要書類の提出が求められるほか、生産地点、種子の乾燥施設、検査施設などの実地調査も行われる。（許可管理規則第 9 条）、許可証の有効期限は 3 年である（許可管理規則第 11 条）。

5.3.3. 種子経営許可

種子法第 26 条によれば、中国における種苗会社の経営には原則として許可制が採用されており農作物種子経営許可証の取得が義務付けられている。農業従事者が個人で種子を繁殖させ、余った種子を市場で販売する際には、例外的に許可が不要となる（種子法 27 条）。種子法第 26 条によると、経営許可の申請先、審査発給機関は次のように定められている：

表 7：経営許可の種類、審査・発給機関等

経営許可の種類	申請先、審査	審査発給機関
主要農作物の交配種、その交配母本、通常品種の原種の種子経営許可証	所在地の県級人民政府の担当部局	省、自治区、直轄市の人民政府の担当部局
育種、生産、経営を統合して実行し、所定以上の資本金を有する種子会社、並びに、種子の輸出入業務に従事する会社	省、自治区、直轄市の人民政府の担当部局	国務院の担当部局
通常の種子経営許可証	所在地の県級人民政府の担当部局	所在地の県級人民政府の担当部局

種子法第 29 条に、経営許可を得る条件について次のように述べられている：

- (1) 種子の種類及び数量に適応する資金及び、独立して民事責任を引き受ける能力を有する；
- (2) 種子を正確に識別し、種子の品質を検査し、種子の貯蔵及び保管技術を掌握することのできる人材を有する；
- (3) 種子の種類及び数量に適応する営業場所並びに加工、包装及び貯蔵施設、保管施設、並びに種子の品質を検査する測定機器設備を有する；
- (4) 法律および法規の定めるその他の事項。

許可の具体的な要件については、「農作物種子生産経営許可管理規則」(法 3)の第 13 条から第 16 条に詳しく述べられている。「農作物種子生産経営許可管理規則」は 2011 年 8 月 22 日に改訂版が公布され、9 月 25 日より施行されたが、各レベルの経営、生産、許可等の基準が大幅に引き上げられた。この結果、小規模の種苗会社の経営統合や廃業などが進んでいる。以下に許可の要件についてまとめた表を掲げる。

表 8 交配イネ、トウモロコシ及びその交配親品種の経営許可取得の主な条件
(管理規則第 13 条)

設備等	条件
資本金	3000 万元以上
固定資産	1000 万元以上
倉庫	500 平方メートル以上

穀物干し場または乾燥施設	1000 平方メートル以上
経営面積	300 平方メートル以上
種子加工技術者	5 人以上
種子貯蔵技術者	3 人以上
種子検査者	5 人以上

表 9：非主要農作物の種子経営許可証取得の主な条件（管理規則第 14 条）

設備等	条件
資本金	200 万元以上
固定資産	100 万元以上
倉庫	300 平方メートル以上
穀物干し場または乾燥施設	500 平方メートル以上
経営面積	200 平方メートル以上
種子加工技術者	3 人以上
種子貯蔵技術者	3 人以上
種子検査者	3 人以上

表 10：輸出入業務の営業許可を得るための条件（管理規則第 15 条）

設備等	条件
資本金	3,000 万元以上
固定資産	1,000 万元以上
その他	許可証発行のその他の要件を具備

表 11 育種、生産、経営を統合して実行し、
一億円以上の資本金を有する種子会社の営業許可を得るための主な条件
（管理規則第 16 条）

設備等	条件
固定資産	5000 万元以上
倉庫	1500 平方メートル以上
穀物干し場または乾燥施設	3000 平方メートル以上
経営面積	5000 平方メートル以上
育種関係中級研究員	5 人以上
育種関係高級研究員	1 人以上
種子検査者	5 人以上

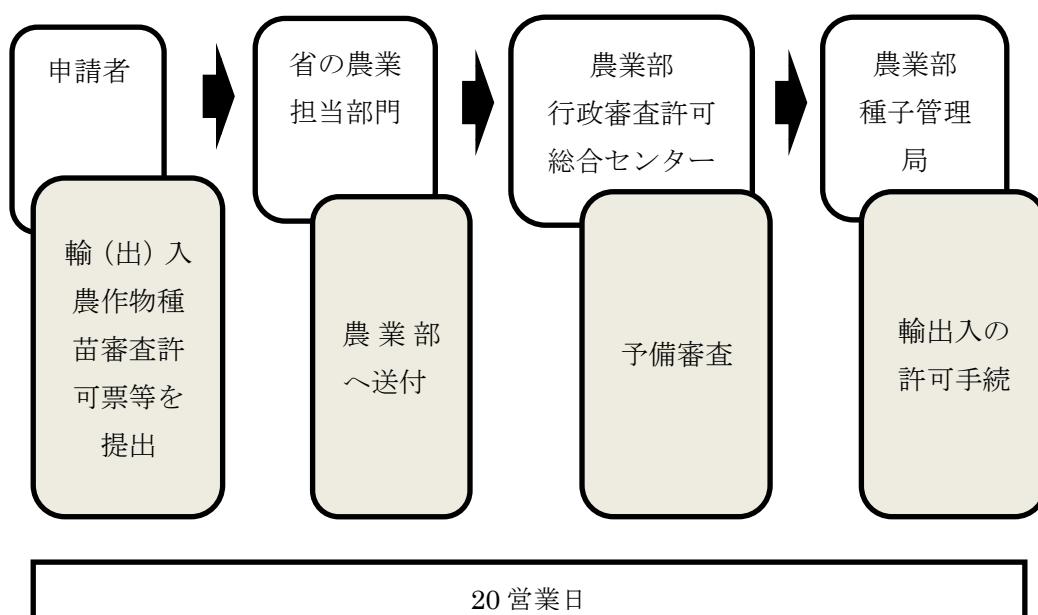
申請の実務については、農作物種子経営許可証に対する審査許可(指 2)が公表されている。

中国種子貿易協会によれば、農作物種子生産経営許可管理規則の改正で、2011 年秋の時点で、中国全土で約 8,700 社の種苗会社があったが、規則改正後 1 年半ほどで約 6,900 社にまで企業の整理、統合が進んだという（2012 年 1 月末のインタビュー時点）。同協会の幹部は、中国農業部が規制を強化した意図について「主に種苗会社の管理をしやすいとする目的ではないか」とみている。計画経済の時代は、主に、1 社の種苗会社が地域の種苗販売を独占する体制で、全国に約 2,300 社があったという。同協会幹部は、少なくとも 1 地域に 2 社の種苗会社があることで競争環境が維持されることが望ましいとみており、中国全土で 5,000 社ほどが適正規模とみている。こうした動きについては、中国国内においては「外資企業」である日本企業にとっても無縁ではない。中国国内でビジネスを展開している日本企業も、施設の増強などの対応を迫られている。

5.4. 輸入許可制度

商品としての種苗の輸入には、5.3.3 で解説した種子経営許可証及び種子の輸出入業務の営業許可証の取得が義務付けられている（種子法第 50 条）。更に、国外からの農作物等の種子を導入することに関する審査・決定権限、輸出入審査・認可については、輸出入農作物種子(苗)の管理暫定規則（1997 年 3 月 28 日 農業部令 14 号）(法 7)に基づいている。それによると、種苗を商品として輸入しようとする者は毎年 8 月末までに次期 1 年間の種子輸入計画を、所在地のある省級の農業主管部門に報告しなければならない。省級の農業主管部門は一括審査した後 10 月までに農業部に報告する(暫定弁法第 10 条)。

■輸入許可申請手続きの流れ



輸入される種苗は以下の条件を満たしていることが求められる（暫定弁法第 9 条）：

- ① 品種は、国または省レベルの農作物品種審査委員会の審査に合格する；
- ② 中国国内における審査経験のない植物種、あるいは輸入が急を要する植物種の品種の場合は、最低 2 生育周期の（申請者による）試験報告を提出する；
- ③ 種子の品質が国家または業界の基準を満たしていること（あるいは、そのような基準が無い場合には、契約書の中で定めるか、国際基準を参考にする。）。

更に、輸入する品種が主要農作物に属する場合は、種子法第 15 条に基づき品種審定を経なければならない(5.3.1 参照)。

輸入許可証の取得手続きには、以下の文書の提出が必要となる：

- ① 輸（出）入農作物種子（苗）審査許可表；
- ② 農作物種子経営許可証；
- ③ 企業法人経営許可証；
- ④ 輸出入貿易許可証：輸出入権を保有していない企業や個人は、権利を保有している機関に代理で提出してもらう；
- ⑤ 品種審査許可証：主要農作物を輸入する場合に必要となる；
- ⑥ 農業遺伝子組換え生物安全審査許可証、その他農業遺伝子組換え生物輸入許可文書：遺伝子組換え種子を輸入する際に必要となる。

農作物種苗の輸入許可の詳細は 2008 年 8 月 28 日に公表された「農作物種子輸入に対する審査許可」(指 1)に詳しく述べられている。林木種子・苗木については「林木種子・苗木輸入に対する審査許可」(指 3)に詳しい説明がある。

ただし、日本の種苗会社への聴き取り結果からは、中国に現地法人を設立している企業の中には、独自に輸入許可を取得している例もあるが、こうした企業であっても、取引のある中国企業に輸入許可を代行申請してもらっているという。現地法人を設立していない日本企業は、中国側から種苗の注文を受ける際に、中国側の取引先に輸入許可申請を依頼している。日本企業が中国に種苗を輸出し、円滑にビジネスを進めるには、こうした輸出入の手続、制度に精通しており、中央および地方政府との太いコネクションをもつ現地企業をパートナーとすることが、極めて重要であるといえる。

5.5. 検疫制度

種子法第 49 条よると中国国内に輸入される種苗は必ず検疫を実施することとなっている。その際の手続きについては、「農作物種子（苗）の輸出入管理暫定規則」第 18 条によれば「中華人民共和国進出境動植物検疫法」（法 13）、「中華人民共和国進出境動植物検疫法实施条例」（法 14）、及び植物検疫の規則や規定に基づくとされている。検疫制度は極めて広範な分野を含むため、本稿においては、種苗の中国への輸入にとって特に重要と考えられるリスク評価、輸入検疫、国内検疫について述べることとする。

5.5.1. 検疫上のリスク評価制度

中国は 2001 年 12 月 11 日に世界貿易機関（WTO）に加盟し、植物検疫については「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」（SPS 協定）（条約 1）に基づいて行うことが義務付けられた。SPS 協定においては、各国政府が、国際機関において WTO 加盟国政府が作成した国際的な基準、指針や勧告に自国の措置を「調和させる」か、それらに基づくことを奨励している。ここでいう国際機関とは植物の健康に関しては FAO の国際植物防疫条約組織（IPPC）（条約 2）のことを指している。自国の基準を国際基準に基づいて設定しない場合には自国の基準の正当性を証明するよう求められる。この正当性は、科学的証拠及び関連するリスク分析に基づくとされている。

「入管植物及び植物産品リスク分析管理規定」（法 15）はこのような SPS 協定の要請に従うために、2002 年 12 月 19 日に国家品質監督検査検疫総局局務会議で審議、可決され、2003 年 2 月 1 日から施行された。同管理規定が施行されるまでは、中国の植物検疫の準拠法であった「中華人民共和国進出境動植物検疫法」（法 13）には、リスク分析という考えが明確に記されておらず、同管理規定の施行により、中国においても科学的な植物防疫を実施するための法的基盤が整備されたと評価できる。すなわち、同管理規定第 4 条にはリスク分析を行う際の原則を次のように定めている：

- （一） 科学を根拠とする；
- （二） 国際植物保護条約組織が制定した国際植物検疫措置基準、準則及び提案を準拠する；
- （三） 透明、公開及び非偏見性を原則とする；
- （四） 商取引に対する不利益な影響を最小限におさえる。

同管理規定第 3 条によると、リスク分析の業務は、国家品質監督検査検疫総局が担当する。同管理規定第 8 条によると、ある植物種、あるいはその産品が初めて中国に持ち込まれる時に、リスク分析が発動される；その際、初めて持ち込む国家または地域は、その国あるいは地域の公的植物検疫機関から書面にて中国の国家品質監督検査検疫総局に申し入れる必要があるほか、リスク分析に必要な技術資料を提出しなければならない（同第 9 条）。

ただし、リスク分析を発動するときには、当該產品に類似するリスク分析が既にされたかどうかを確認する必要があり、リスク分析が既にされている場合、それが有効であるかを審査する；審査の結果、元のリスク分析が有効である場合には新しいリスク分析は行わない（同第 13 条）とされている。このことから、通常は、いったんリスク分析が終了した植物種に属する他の品種を中国に輸出する際には新たなリスク分析は必要とされないと解釈できる。しかしながら、聴き取り調査によると、リスク分析は税関ごとに行っており、税関により対応が異なることが報告されている。地域により病虫害の状況が異なるためという説明がなされている。

日本企業への聴き取り結果によれば、リスク分析には 2 年以上かかるケースもあるとされ、中国への種苗の輸出に携わる企業にとっては負担の重い制度である。

リスク分析に続き、リスク評価が行われることになるが、国家品質監督検査検疫総局は定性、定量あるいは両者を結びつけた方法でリスクを評価することとされ（同第 14 条）、有害生物のリスクを評価する際には、有害生物が検疫を必要とする有害生物にあたるか、伝播と拡散の可能性、潜在的な経済への影響を評価する（同規定第 15 条）。続く第 16~18 条では、検疫性有害生物の確定、伝播と拡散の恐れ、経済に対する影響について評価する際に考慮すべき要素が示されている。

第 20 条~24 条においては、リスク評価の結果、対象の植物等がリスク管理対象となった場合の措置について規定している。この際のリスク管理とは、検疫性有害生物の伝播と拡散リスクを低減する手段を意味するものであり、本規定には明言されていないものの、以下に述べる、輸入検疫、国内検疫がこれに該当する。

5.5.2. 輸入検疫制度

輸入検疫をめぐるのは、主に「中華人民共和国進出境動植物検疫法」（法 13）に、手続き等が規定されている。「中華人民共和国進出境動植物検疫法」は、植物だけでなく動物も含めて全般的な検疫についての手続きおよび考え方を定めた法である。同法が対象とする植物は、栽培植物、野生植物、種子や苗、その他の繁殖材料を指し、輸入検疫については、第 10 条~第 19 条に定めがある。まず、植物種子、苗その他の植物繁殖材料を輸入する場合は、事前に申請を提出し、検疫審査許可手続きをする必要がある（同法第 10 条）。貿易により種子を輸入する際には、その輸入契約書の中に、中国の方に定める検疫要求を明記し、かつ、輸出国の植物検疫機関が発行した検疫証明書を添付しなければならないことを明記する必要がある（同法第 11 条）。荷主やその代理人は、検疫対象物の入境前か入境時に、輸出国の検疫証明書、貿易契約書などの書類を提出し、輸入する港湾にある植物検疫機関に対して、検疫の申告をしなければならない（同法第 12 条）。従って、日本企業が種苗を中国へ輸出する際には：

- ① 検疫審査許可手続き (同法第 10 条) ;
- ② 輸入契約書への輸出国の検疫証明書の添付(同法第 11 条) ;
- ③ 検疫申請 (同法第 12 条) ;

をすることが求められている。

実際の申請に当たっては、国家品質監督検査検疫総局が公表している「輸入(国境通過)動植物及びその製品に対する検疫許認可」(指 5) に従って手続きが行われている。

この過程は、外国人にはわかりにくい点も多いことから、専門の中国人の代理人に依頼することが多い。

輸入植物で検疫に合格したものは、輸入が許可される。税関は港湾動植物検疫機関が発行した検疫証明書、又は、通関申告書に押印した印により通関を許可する；税関管理監督区から移動させて検疫する必要のあるものについては、税関は港湾動植物検疫機関が発行した「検疫移動通知書」によって移動を許可する (同法第 15 条)。

上段から推測されるように、検疫については、輸入する港湾にある植物検疫機関に対して、検疫を申請する必要がある。当該植物検疫機関の管轄地域からの移動は、次に述べる国内検疫制度に基づいている。

5.5.3. 国内検疫制度

国内検疫は、「植物検疫条例」に基づき実施されており、同条例はその第 7 条第 2 項において、

(2) 種子、苗木その他の繁殖材料については、検疫をしなければならない植物及び植物製品のリストに掲げられていると否とを問わず、並びに運送される場所のいかんを問わず移動運送する前に、必ず検疫を受けなければならない。

と定めている。一方で、日本、中国双方の種苗会社関係者らの話によれば、中国国内資本の企業については、必ずしもこうした規定が徹底されていないという。省をまたぐ移動の際には、必ず検疫を受けるとなれば、手続きが煩雑になりすぎるという事情が背景にあるとみられる。ただ、近年、こうした規定についても取り締まり強化の動きがあると指摘する企業関係者もいる。

5.5.4. 検疫対象リスト

中国においては、「中华人民共和国进出境动植物检疫法」第 5 条、及び「中华人民共和国进出境动植物检疫法实施条例」第 4 条及び第 7 条に基づき、「中華人民共和国植物検疫の輸入禁止品リスト」(法 19) を定め、日本からの大豆、ジャガイモ種子の輸入を禁止している。

更に、「中華人民共和国輸入植物検疫の有害生物リスト」(法 20)を定め、随時更新が続けられている。このリストに掲載されている病害虫は有害生物とされ、「中华人民共和国进出境动植物检疫法」第 5 条により、中国への輸入が禁止されており、国境で発見された場合には消毒が義務付けられる。中華人民共和国国家质量监督检验检疫总局によれば、92 年の時点ではリストに掲載されている病害虫等は 84 種類だったが、2013 年 1 月末現在では、439 種類となっている⁴。このため、種苗の輸出に携わる日本企業としては、随時更新されるリストの最新情報の把握に努める必要がある。

5.6. 種苗を販売する際の表示制度

種子法は、種苗を販売する際の表示制度についても定めている。日中の種苗会社への聴き取りによれば、近年、中国政府が模倣品などへの取り締まりを強めている流れを受け、種苗のパッケージの表示内容に対する監視も強まっているという。表示内容について定めている種子法第 35 条は、次のとおり規定している。

第 35 条 販売される種子にはラベルを貼付しなければならない。ラベルには、種子の類別、品種名称、産地、品質指標、検疫証明編成番号、種子生産及び経営許可証編成番号又は輸入審査・認可文書番号等の事項を表示しなければならない。ラベルに表示される内容は、販売される種子と適合しなければならない。輸入種子を販売する場合には、中国語のラベルを貼付しなければならない。遺伝子組み換え植物品種種子を販売する場合には、必ず目立つ文字を用いて表示しなければならず、かつ、使用する際の安全規制措置を提示しなければならない。

種苗を販売する際の表示方法については、「農作物商品種子加工包装規定」が、詳細を定めており、参照されたい。調査団はまた、北京市での現地調査時、種苗市場内にある小売店で販売されていた日本産のキャベツの種子を購入し、表示制度の理解を試みた。パッケージ記載の主な表示項目を以下に示す。

表 12 パッケージの表示項目

表示項目	表示内容（調査団の分析に基づく）
種類名	種子の種類
品種名	種子の品種
純度	品種としての純度
浄度	不純物等が混じっていないか

⁴ （法 20）には 435 種類を掲載

発芽率	発芽検査の結果
水分	含水率
重さ	パッケージに含まれる種子の重さ
産地	日本
生産年月	生産された年月
生産した企業	生産した日本企業の名称
生産した企業の所在地	生産した日本企業の所在地
輸入企業	種子を輸入した中国企業
所在地	輸入した中国企業の所在地
電話・ファクス	輸入した企業の電話番号、ファクス番号
輸入許可証の番号	輸入許可証の番号
種子検疫証明番号	検疫を通過した際に取得した番号
種子輸入貿易許可番号	輸入した種苗の取扱許可を得た際の番号

6. むすび

短期間の調査であったが、関係者の協力を得て報告書の形にまとめることができた。種苗の輸入に関する中国の制度については、種子法と中華人民共和国進出境動植物検疫法を軸とする法制面を分析すると同時に、その実際の運用について日本・中国の種苗会社、中国の関係官庁において聴き取りを行った。中国においては、野菜は農業部、花きは基本的に国家林業局の管轄となっている、本報告書においては、農業部の管轄に属する法制について主として記述することとし、国家林業局に関することについては、対応する林業関係の法令等の名称、その入手先等を示すにとどめた。

中国で種苗を輸入しようとする場合には、種子法 50 条に基づき輸入許可証を取得すること、さらには、種子法 49 条に求められているように、検疫を実施することとなっている。検疫の手続きは「中華人民共和国進出境動植物検疫法」に定められている。

2001 年に中国が WTO に加盟した結果、植物検疫についても SPS 協定で定められたリスク評価の導入が図られ、検疫について、中国においても国際的なスタンダードが適用されるようになったことは評価できる。しかしながら、検疫措置の適用が厳しくなってきているという聞き取り結果もあり、今後の動向についても注意を払う必要がある。

中国市場における日本の種苗、特に野菜類の競争力については、日本の強い作目、その競争力の基となっている日本の種苗の優れた点などについて、一定の傾向が明らかとなった。しかしながら、市場調査は北京並びに北京近郊に限られており、農村部においてどのようなメカニズムにより購買する種苗が決定されるかについては今後の調査に待つ必要がある。

新品種保護制度については、既に同様の調査が過去になされていることもあり、今回は調査の範囲外としてある。

本報告書においては、種苗の輸入に関係した各種の法制度、指南書を示しながら手続きの解説に努めた。と同時に、中国へ種苗を輸出している実務者の経験についても収録してある。中国へ種苗を輸出しようとする者の参考となれば幸いである。

